

様式：自治体－ 1

災害対策用機械出動要請書

〇〇〇〇工事事務所長 殿

市 町 村 長

当〇〇市町村において発生した災害対応のため、災害対策用機械の出動を下記のとおり要請します。

○出動要請年月日：平成 年 月 日 時 分

○出動要請連絡者：

連絡先：

○要請機械の種類・台数

要 請 機 械 名	規 格	台 数	備 考

○出動要請地先名：

○出動要請理由：

3-11 欠

3-12 災害時の医療救護活動に関する協定

中野市（以下「甲」という。）と中高医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、中野市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害医療救護計画の策定）

第2条 乙は、災害時における医療救護活動の円滑な実施を図るため、災害医療救護計画（以下「医療救護計画」という。）を策定するものとする。

（医療救護所の設置等）

第3条 甲は、災害の状況により必要に応じて乙と協議のうえ医療救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めたときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に乙の協力を得て医療救護所を設置する。

3 甲は、医療救護所に医療救護班が必要とする事務員を派遣し、また給食・給水の手配を行うものとする。

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要があるときは、乙に対し医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、医療救護班を編成し、災害現場等の医療救護所等に派遣するものとする。

（医療救護班の任務）

第5条 医療救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する医療救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療救護班の任務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する診療、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術、その他の治療及び施術、看護
- (2) 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- (3) 死体の検案
- (4) その他医療救護活動に関する必要な措置

（医療救護班に対する指揮命令等）

第6条 医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医薬品の補給等）

第7条 甲は、医療救護班が使用する医薬品及び衛生材料の補給、医療救護班の輸送、通信の確保等医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（収容医療機関の指定）

第8条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第9条 医療救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成、待機及び派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項の実費弁償の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(損害補償)

第11条 甲は、乙が派遣した医療救護活動従事者（以下「従事者」という。）が、医療救護活動中に災害を受けたときは、中野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年中野市条例第46号）の規定に準じて補償を行うものとする。

2 第8条第2項の規定により医療救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、甲が負担する。

(第三者に対する損害賠償)

第12条 従事者が、医療救護活動中に第三者に対して損害を及ぼしたときは、甲乙協議のうえその賠償方法及び賠償額を定めるものとする。

(医事紛争の処理)

第13条 医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(報告)

第14条 乙は、医療救護活動終了後、速やかに甲の定めるところにより、従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第15条 乙は、第10条の費用及び第11条の補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第16条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(防災訓練への参加)

第17条 乙は、甲の要請に基づき甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

(実施細目)

第18条 この協定に定めるもののほかこの協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第19条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第20条 この協定の有効期限は、平成24年3月1日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1月前までに、甲乙いずれかから何ら意思表示がないときは、期間満了日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年3月1日

甲 中野市三好町一丁目3番19号
中野市長 小田切 治 世

乙 中野市三好町一丁目2番34号
中高医師会
会 長 渡 辺 秀 行

3-13 災害時の歯科医療救護活動に関する協定

中野市（以下「甲」という。）と中高歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、中野市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害歯科医療救護計画の策定）

第2条 乙は、災害時における歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、災害歯科医療救護計画（以下「医療救護計画」という。）を策定するものとする。

（医療救護所の設置等）

第3条 甲は、災害の状況により必要に応じて乙と協議のうえ医療救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか災害の状況により必要と認めるときは、歯科医療救護活動が可能な被災地周辺の歯科医療施設に乙の協力を得て医療救護所を設置する。

3 甲は、医療救護所に歯科医療救護班が必要とする事務員を派遣し、また給食・給水の手配を行うものとする

（歯科医療救護班の派遣）

第4条 甲は、防災計画に基づき、歯科医療救護活動を実施する必要があるときは、乙に対し歯科医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、歯科医療救護班を編成し、災害現場等の医療救護所等に派遣するものとする。

（歯科医療救護班の任務）

第5条 歯科医療救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する医療救護所において歯科医療救護活動を行うことを原則とする。

2 歯科医療救護班の任務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送の順位の設定
- (2) 歯科傷病者に対する応急処置
- (3) 死体の確認及び検案等に対する協力
- (4) その他歯科医療救護活動に関する必要な処置

（歯科医療救護班に対する指揮命令等）

第6条 歯科医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する歯科医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医薬品等の補給等）

第7条 甲は、歯科医療救護班が使用する医薬品・医療機材の補給、歯科医療救護班の輸送、通信の確保等歯科医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（収容歯科医療機関の指定）

第8条 乙は、甲が傷病者の収容歯科医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする

る。

(医療費)

第9条 医療救護所における医療費は、無料とする。

2 収容歯科医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

第10条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成、待機及び派遣に要する経費

(2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項の実費弁償の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(損害補償)

第11条 甲は、乙が派遣した歯科医療救護活動従事者（以下「従事者」という。）が歯科医療救護活動中に災害を受けたときは、中野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年中野市条例第46号）の規定に準じて補償を行うものとする。

2 第8条第2項の規定により医療救護所を設置した歯科医療施設において、歯科医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、甲が負担する。

(第三者に対する損害賠償)

第12条 従事者が歯科医療救護活動中に第三者に対して損害を及ぼしたときは、甲乙協議のうえその賠償方法及び賠償額を定めるものとする。

(医事紛争の処理)

第13条 歯科医療救護班が歯科医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(報告)

第14条 乙は、歯科医療救護活動終了後、速やかに甲の定めるところにより、従事者の氏名及び人数その他歯科医療救護活動の内容を甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第15条 乙は、第10条の費用及び第11条の補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第16条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(防災訓練への参加)

第17条 乙は、甲の要請に基づき甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

(実施細目)

第18条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第19条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議し

て定めるものとする。

(協定期間)

第20条 この協定の有効期間は、平成24年3月1日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1月前までに、甲乙いずれかから何ら意思表示がないときは、期間満了日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年3月1日

甲 中野市三好町一丁目3番19号
中野市長 小田切 治 世

乙 中野市西一丁目1番7号
中高歯科医師会
会 長 山 本 雅 英

3-14 災害時の医療救護活動に関する協定

中野市（以下「甲」という。）と北信薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、中野市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救援計画の策定）

第2条 乙は、災害時における医療救護活動の円滑な実施を図るため、災害医療救援計画（以下「医療救援計画」という。）を策定するものとする。

（薬剤師班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を行う場合において乙の協力が必要なときは、乙に対し薬剤師班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、薬剤師班を編成し、災害現場等の医療救護所等に派遣するものとする。

（薬剤師班の任務）

第4条 薬剤師班は、甲が避難場所、災害現場等に設置する医療救護所において医療救援活動を行う。

2 薬剤師班の任務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する調剤、服薬指導
- (2) 医薬品の仕分け及び管理

（薬剤師班に対する指揮命令等）

第5条 医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する薬剤師班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医薬品等の補給等）

第6条 甲は、薬剤師班が使用する医薬品等の補給、薬剤師班の輸送、通信の確保等医療救援活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（調剤費）

第7条 医療救護所における調剤費は、無料とする。

（費用弁償）

第8条 甲の要請に基づき乙が医療救援を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の編成・待機及び派遣に要する経費
- (2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項の実費弁償の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（損害補償）

第9条 甲は、乙が派遣した医療救援活動従事者（以下「従事者」という。）が医療救援活動中に災害を受けたときは、中野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17

年中野市条例第46号)の規定に準じて補償を行うものとする。

(第三者に対する損害賠償)

第10条 従事者が第三者に対して損害を及ぼしたときは、甲乙協議のうえその賠償方法及び賠償額を定めるものとする。

(報告)

第11条 乙は、医療救援活動終了後、速やかに甲の定めるところにより、従事者の氏名及び人数その他医療救援活動の内容を甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第12条 乙は、第8条の費用及び第9条の補償(以下「費用等」という。)を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第13条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(防災訓練への参加)

第14条 乙は、甲の要請に基づき甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

(実施細目)

第15条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第17条 この協定の有効期間は、平成24年3月1日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1月前までに、甲乙いずれかから何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年3月1日

甲 中野市長 小田切 治 世

乙 北信薬剤師会
会 長 大 熊 哲 汪

3-15 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）及び国土交通省北陸地方整備局長（以下「乙」という。）（以下、甲、乙を「両地方整備局」という。）と、中野市長（以下「丙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、中野市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、両地方整備局及び丙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 両地方整備局及び丙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- (1) 中野市内で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合
- (2) 中野市災害対策本部が設置された場合
- (3) その他両地方整備局又は丙が必要と判断した場合

（情報交換の内容）

第3条 両地方整備局及び丙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般被害状況に関する事
- (2) 公共土木施設（河川、ダム、砂防、道路、公園、下水道等）の被害状況に関する事
- (3) その他両地方整備局又は丙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、丙の要請があった場合又は両地方整備局が必要と判断した場合には、両地方整備局から丙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、両地方整備局及び丙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 両地方整備局及び丙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙丙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、3通作成し、甲乙丙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年12月26日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
国土交通省

関東地方整備局長 下 保 修

乙) 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1
国土交通省

北陸地方整備局長 前 川 秀 和

丙) 長野県中野市三好町一丁目3番19号
中野市

中野市長 小田切 治 世

3-16 災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書

中野市（以下「甲」という。）と公益社団法人長野県建築士会中高支部（以下「乙」という。）は、中野市内において地震により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、中野市地域防災計画に基づく避難施設、災害対策本部、現地災害対策本部（以下「避難施設等」という。）の応急危険度判定の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の地域における災害時に、乙が迅速かつ円滑に避難施設等の応急危険度判定を実施することにより、市民の安全を確保することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において応急危険度判定を実施する必要がある場合は、乙に対し、災害の状況、実施内容その他必要な事項を示し、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から応急危険度判定の協力の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ないときを除き、当該要請に基づき応急危険度判定に協力するものとする。

2 乙は、災害発生後、甲から協力要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由がない限り、速やかに本協定の目的に基づき応急危険度判定を実施するものとする。

（事前計画）

第4条 甲及び乙は、災害時に応急危険度判定を円滑に実施するため、組織体制及び連絡体制（以下「組織体制等」という。）をあらかじめ定めて、文書で報告しなければならない。

2 甲及び乙は、組織体制等を変更したときは、その内容を速やかに報告するものとする。

3 甲は、災害時に応急危険度判定を円滑に実施するために、判定する避難施設等をあらかじめ定め、乙に文書で報告するものとする。

4 甲は、判定する避難施設等を変更した時は、その内容を速やかに乙に報告するものとする。

（報告）

第5条 乙は、応急危険度判定の従事中に、その活動内容の状況及び災害に関する情報を速やかに甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定により、次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

(1) 応急危険度判定結果

(2) 従事した人員及び名簿

(3) その他活動内容の状況及び災害に関する情報で必要な事項

（経費の負担）

第6条 この協定に基づく協力のために要した経費は、全国被災建築物応急危険度判定協議会が策定した「被災建築物応急危険度判定活動に係る経費負担のガイドライン」に準じて甲及び乙で負担するものとする。

（災害補償）

第7条 この協定に基づき災害時に応急危険度判定に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、中野市消防団員等公務災害補償条例（平成17年中野市条例第170号）の規定に準じて甲が保証を行うものとする。

（経費又は補償の請求及び支払）

第8条 乙は、第6条に規定する経費又は第7条に規定する補償を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

2 甲は、前項の規定により経費又は補償の請求があり、その内容が適当であると認めるときは、その経費又は補償に要する費用を速やかに支払うものとする。

（守秘義務）

第9条 乙は、この協定に基づく応急危険度判定の従事中に知り得た個人情報その他の応急危険度判定に関する情報を、甲の承諾なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了1月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年12月17日

（協定締結日：平成24年11月1日）

（一部変更：令和6年12月17日）

甲 中野市三好町一丁目3番19号
中野市長 湯本隆英

乙 中野市大字壁田955番地
公益社団法人 長野県建築士会中高支部
支部長 永池宏文

3-17 災害時における電力供給等の相互連携・協力に関する協定書

中野市（以下「甲」という。）と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー飯山営業所（以下「乙」という。）は、災害時における電力供給等の相互連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、中野市内で地震、洪水等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

（災害時の連絡体制の確立）

第2条 甲及び乙は、災害時の連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上決定することとする。

（災害時の相互協力）

第3条 甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に定める事項について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

(1) 甲の救援活動に必要となる活動拠点への電力供給及び停電情報等の提供

(2) 乙の災害復旧に必要となる甲が管理する道路通行のための、倒木処理、道路除雪等の道路啓開処置

(3) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項

2 甲は、前項第1号の活動拠点についてあらかじめ定めておくものとし、乙に対して連絡するとともに、意見交換等の場を通じて、その優先順位について、乙と協議を行う。

（電力供給施設に関する保安伐採）

第4条 乙は、災害時に支障となり得る樹木の事前伐採（以下「保安伐採」という。）について、その位置や範囲を甲に連絡するとともに、保安伐採の実施に対する協議を行うものとする。

2 甲は、前項により連絡を受けた保安伐採の具体的な実施に当たり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

（災害時における敷地及び施設の提供）

第5条 乙は、災害時の復旧活動に必要となる物資及び機材類の集積所（以下「前進基地」という。）として、甲が管理する公園等の敷地及び甲が所有する施設について、提供を受けることができるものとする。

2 乙は、前進基地の候補となる敷地及び施設をあらかじめ定め、甲に連絡することとし、甲との協議に基づき、その敷地及び施設について情報を共有する。

（定期的な情報交換）

第6条 甲及び乙は、本協定に定められた内容を災害時等に円滑に実施するため、定期的な情報交換等を実施することとする。

（情報管理の徹底）

第7条 甲及び乙は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、情報の管理を徹底するものとする。ただし、事前に両者が当該情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

(安全管理)

第8条 本協定の実施に当たっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第9条 甲及び乙は、自己の責に帰すべき事由より相手方又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。

2 期間満了3か月前までに甲乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書による変更又は廃止の申し出がない場合は、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(疑義等の解決)

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上必要な事項について定めるものとする。

(その他)

第12条 本協定は2通作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

2018年10月10日

甲 長野県中野市三好町一丁目3番19号
中野市長 池田 茂

乙 長野県飯山市大字静間353番5号
中部電力株式会社
電力ネットワークカンパニー
飯山営業所長 永井 左千夫

3-18 欠

3-19 災害時におけるL P ガスに係る協力に関する協定

中野市、(以下「甲」という。)と長野L P 協会高水支部(以下「乙」という。)並びに一般社団法人長野県L P ガス協会(以下「丙」という。)とは、災害時におけるL P ガスに係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時におけるL P ガスに係る保安の確保及び応急仮設住宅及び公共施設等に対するL P ガスの供給に関する協力について必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において必要があると認められるときは、乙に対し次条に掲げる業務の協力要請を行うことができる。

2 乙は、甲より協力要請を受けた業務の一部を丙に協力を要請することができる。

3 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で要請することとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

(協力業務)

第3条 協力業務は次のとおりとする。

(1) 被災地域のL P ガスの一般消費者等(以下「一般消費者等」という。)に対して液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づいて販売事業者が行うべき緊急点検、修繕及び供給

(2) 供給設備設置場所以外で発見されたL P ガス容器について容器所有者等が行うべき回収及び保管

(3) 応急仮設住宅又は避難所等公共施設へのL P ガスが供給されることとなった場合のL P ガス供給設備工事及びL P ガス供給

(4) 販売事業者及び一般消費者等の被害状況及び復旧状況についての調査

(5) 前各号に定めるもののほか、一般消費者等に係る保安の確保及びL P ガス供給のために特に必要な業務

(費用)

第4条 前条第3号の規定により乙が行った業務の費用並びに乙が供給したL P ガス等の対価及び運搬の費用については、甲が負担するものとする。この場合における費用は、災害発生時直前の通常価格を基準として、甲、乙が協議の上決定する。

2 甲は、前第1項に規定する費用の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して、原則として30日以内に乙の指定する支払先に支払わなければならない。

(役割分担)

第5条 甲は、災害時において円滑にL P ガスを供給できるため、あらかじめ公共施設等にL P ガス供給設備を設置又は併設、及び防災資材の整備を行うよう努めることとする。

2 乙は、災害時に甲の要請に基づき第3条の協力業務を実施するほか、丙に必要な対策を要請する。

3 乙は、甲より要請された業務を実施する他、災害対策上必要と思われる報告を求められた時は、

速やかに、甲及び丙に報告する。

(連絡体制)

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務部危機管理課、乙においては乙の事務局とし、丙においては、丙の事務局とする。

2 乙は支部内に災害地域対策本部を設置し、丙は必要に応じて、協会内にLPガス災害対策本部を設置する。

3 甲、乙、丙は、この協定の運用に支障を来たさないよう、協力の要請方法等について常に点検し、改善に努めるものとする。

4 甲、乙、丙は、災害対策上必要と思われる連絡は、その都度迅速に行い、相互に連絡できるものとする。

(緊急連絡網の整備)

第7条 乙は、災害時に円滑な支援活動が実施できるよう、活動体制の整備に努めるとともに、緊急連絡網を作成し、これを甲、丙に提出するものとする。

2 乙は、前項の緊急連絡網について、毎年1回以上見直しを行い、変更が生じたときは、直ちに甲、丙に提出するものとする。

(防災訓練等への参加)

第8条 乙は、甲が企画する防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

(従業者の災害補償)

第9条 第3条の協力業務(第2条の規定により、協力要請があったものに限る。)において、乙並びに丙の会員が負傷、もしくは疾病にかかり、または死亡の場合の災害補償については、次に掲げる場合を除き、関係法令や市町村条例等により、甲の責任において補償を行うものとする。

(1) 従業者の故意または重大な過失による場合

(2) 当該損害について、乙、丙または従業者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、第三者から損害賠償を受けることができる場合
(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙、丙は相互に協議して定めるものとする。

(協定期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、3者署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年2月26日

甲 長野県中野市三好町一丁目3番19号
中野市
中野市長 池田 茂

乙 長野県飯山市大字常盤字縄手2147-1
長野LP協会高水支部
支部長 宮川 浩

丙 長野県長野市中御所1-16-13 天馬ビル4F
一般社団法人長野県LPガス協会
会 長 小林 芳夫

3-20 災害時における上水道施設応急措置に関する協定書

中野市長 池田 茂（以下「甲」という。）と中野市水道工事協同組合 代表理事 金子 隆明（以下「乙」という。）は、地震、風水害等による災害が市内に発生した場合（以下「災害時」という。）における、上水道施設被害の応急措置について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時の乙の応急措置について、必要な事項を定めることを目的とする。

（応急措置要請）

第2条 甲は、災害時に応急措置の必要があると認めるときは、乙に対し応急措置を要請することができるものとし、乙は、当該要請に対し、迅速に対応するものとする。この場合において、乙は、甲と応急措置施工の組合加入会員（以下「会員」という。）について協議を行い、会員に協力依頼をすることができるものとする。

2 甲は、災害時により最善かつ迅速、正確な手段と判断される方法で乙に要請するものとし、口頭による要請の場合は、要請後に「災害時応急措置要請書」（第1号様式）により、乙に内容を通知するものとする。

（委託料等）

第3条 前条第1項後段の規定による会員の応急措置に伴う委託料及び請求等については、甲と会員が別途契約を締結するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結した日から平成28年3月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了1月前までに甲乙いずれかから何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定の有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成28年1月19日

甲	住所	中野市三好町一丁目3番19号
	氏名	中野市長 池田 茂
乙	住所	中野市大字西条957番
	氏名	中野市水道工事協同組合 代表理事 金子 隆明

3-21 災害時における物資供給に関する協定書

中野市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、災害時に物資を調達する必要があると認めるとき及び災害救助のために国又は長野県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うときは、乙にその保有する物資の供給を要請することができる。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別表）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第6条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（代金）

第7条 物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）は、災害発生直前における適正な価格、災害発生前については、その時点での適正な価格を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定するものとする。

（運搬及び引渡し）

第8条 乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は乙が物資を運搬する際は、乙及び乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(代金の支払い)

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金を甲に請求するものとし、甲は速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部危機管理課とし、乙においては総務部とする。

(担当者名簿の作成)

第12条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日時点の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第13条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印の上、各自1通を保有する。

令和2年3月26日

甲 長野県中野市三好町一丁目3番19号
中野市長 池田 茂

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
株式会社ナフコ
代表取締役社長 石田 卓巳

別表

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鍬、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着、紙オムツ（大人用・子供用）、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど

3-22 災害時における相互協力に関する協定書

中野市（以下「甲」という。）と、東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における相互連携・協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、甲の管轄する区域（以下「中野市区域」という。）で地震、洪水、雪害等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれが具体的に切迫している場合（以下「災害時」という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

（災害時の連絡体制の確立）

第2条 甲及び乙は、中野市区域における災害時には連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上決定することとする。

（災害時の相互協力）

第3条 甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に定める事項について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

- (1) 甲の救援活動に必要となる拠点への電気通信設備の提供
- (2) 乙の災害復旧に必要となる道路通行のための、倒木処理、道路除雪等道路啓開処置
- (3) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項

2 甲は、前項第1号の拠点についてあらかじめ定めておくものとし、乙に対して周知連絡する。

（電気通信設備保護のための事前伐採）

第4条 乙は、災害時に支障となり得る樹木の事前伐採について、その位置や範囲を甲に周知連絡するとともに、事前伐採の実施に対する協議を行うものとする。

2 甲は、前項により連絡を受けた事前伐採の具体的な実施にあたり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

（災害時における敷地及び施設の提供）

第5条 甲は、甲が管理する公園等の敷地及び施設において、災害時の復旧活動に必要となる乙の車両や機材等を設置するスペースを乙に対して無償で提供することに合意するものとする。

（秘密の保持）

第6条 本協定において秘密情報とは、甲及び乙が第1条に定める目的の遂行のために相手方に開示する技術上又はその他の業務上の秘密性を有する一切の情報（個人情報を含む。以下、「秘密情報」という。）を意味するものとする。

2 秘密情報は、書面で開示される場合には、当該書面に秘密である旨を明示して受領者に開示されるものとし、口頭で開示される場合には、開示者が、開示時点で秘密情報である旨を明確に示すものとする。

3 甲及び乙は、秘密情報を相手方の書面による同意を得ることなく、外部に公表しないものとする。ただし、司法機関及び行政機関からの法的手続に基づく請求のある場合、法律上秘密保持義務を負う特定人に開示する場合には適用されないものとする。

4 甲及び乙は、秘密情報を自己の保有する同種の秘密情報に対する注意義務と同程度の注意義務を

もって取扱い、厳重に管理するとともに、本協定の目的以外には使用しないものとする。

5 前項までの規定にかかわらず、次に掲げる情報は、守秘義務を負う機密情報として扱わないものとする。

- (1) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報
- (2) 情報の開示前に相手方が既に保有していた情報

6 本条の規定は、本協定の期間満了後又は解除後も存続するものとする。

(連絡責任者)

第7条 本協定を円滑に遂行するため、甲乙それぞれ連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するものとする。

(安全管理)

第8条 本協定の実施にあたっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第9条 損害賠償については、次のとおりとする。

- (1) 甲または乙が故意又は過失により相手方の施設等を損傷した場合、民法の定めに従い損害賠償をするものとする。
- (2) 甲または乙が本協定に基づき自己の責に帰する事由で第三者に危害、損傷等を与えた場合、当該当事者が賠償するものとする。

2 前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上解決にあたる。

(協定の期間及び更新)

第10条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも、更新しない旨の申出が書面によってなされないときは、本協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第11条 本協定を解除しようとする場合は、解除しようとする日の1か月前までに相手方に対して書面を以って申し出なければならない。

2 甲又は乙は、前項の規定による解除に係るいかなる責任も負わない。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年8月25日

甲 長野県中野市三好町一丁目3番19号
中野市長 池田 茂

乙 長野県長野市新田町1137-5
東日本電信電話株式会社
長野支店長 榎本 佳一

3-23 災害時における物資供給に関する協定書

中野市（以下「甲」という。）とレンゴー株式会社長野工場（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における必要な物資の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時における被災者支援等のため、第2条に定める物資を乙が甲へ供給するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に対して供給を要請することのできる物資は以下に定める範囲とする。

- (1) 段ボール製品（段ボールシート及び段ボールケース）
- (2) 段ボール製簡易ベッド
- (3) その他乙の取り扱う商品

（協力要請及び手続）

第3条 甲は、災害時に物資を調達する必要がある認めるときは、乙に対して前条に定める物資の供給を要請することができるものとする。

2 甲は、前項に基づく要請を行う場合は、対象となる品目、数量、引渡場所、その他必要な事項を記載した物資供給要請書（様式第1号）により作成の上、乙に交付してこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に速やかに同書を交付するものとする。

3 乙は、前項の要請を受けたときは、特段の事情がない限り、これに応じるものとする。なお、前項の要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、要請のあった物資の供給の見込みについて、甲に通知するものとする。

（物資の引渡し）

第4条 乙は、前条第2項により甲が指定した場所に物資を運搬するものとし、甲は当該指定の場所に職員を派遣し、物資を確認の上、これを引き取るものとする。なお、甲は、乙が物資の運搬に使用する車両が優先車両として通行できるよう、配慮するものとする。

2 乙は、物資の運搬終了後、速やかに物資供給報告書（様式第2号）により、甲にその旨を報告するものとする。

（代金及び費用負担）

第5条 甲が乙より供給を受けた物資の代金の額は、災害発生の直前における価格を基準とし、甲乙協議の上定めるものとする。また、甲は、当該物資の代金のほか、乙の指定場所までの物資の運搬費用その他の経費を負担するものとする。

2 甲は、乙から請求を受けたときは、物資の代金及び経費を、速やかに乙に支払うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに甲及び乙のいずれからも特段の申し出がない場合は、本協定はさらに1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

（協議解決）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙誠実に協議の上、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年9月25日

甲 中野市三好町一丁目3番19号
中野市長 池田 茂

乙 長野県長野市大字稲葉字日詰沖1731
レンゴー株式会社長野工場
工場長 高橋 政雄

3-24 中野市庁舎における災害応急対策活動に関する協力協定書

中野市（以下「甲」という。）と株式会社大林組（以下「乙」という。）とは、中野市庁舎（以下「庁舎」という。）において大規模な風水害、地震その他の災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合（以下「大規模災害時等」という。）の災害応急対策活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、庁舎における大規模災害時等について、甲が乙の協力を受けて災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模災害時等に際し、甲のみで災害応急対策活動が実施できないと認めるときには、乙に対し、被害状況に応じた災害応急対策活動の実施について協力を要請することができるものとする。

（協力の範囲）

第3条 乙は、甲から災害応急対策活動の実施について協力要請があったときは、乙は建設資機材及び労力の提供その他可能な限りの協力を行うものとする。

（要請方法）

第4条 甲は、乙に対して、災害応急対策活動の実施について協力を要請するときには、日時、場所、活動業務等を指定して、書面により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請することができることとし、甲は後日速やかに書面にて乙に通知するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受諾する場合には、甲に対し、書面により受諾する旨を回答するものとする。ただし、緊急を要するため、甲が口頭又は電話等の方法により要請した場合は、甲の指示する方法によるものとする。

（契約の締結）

第5条 甲と乙は、甲が第4条の規定により災害応急対策活動への協力を要請し、乙がこれを受諾したときは、速やかに随意契約を締結するものとする。

（活動の実施）

第6条 乙は、第4条第2項の規定により協力要請を受諾したときは、直ちに指定場所に出動し、甲の職員の指示に基づき、災害応急対策活動を実施するものとする。

2 乙は、指定場所に出動したときは、速やかに現場責任者、出動時間、建設資機材等を甲に報告するものとする。

3 乙は、活動業務が完了したときは、速やかに活動状況の内容を書面にて甲に報告するものとする。

（費用の請求）

第7条 乙は、災害応急対策活動の実施に要した費用について、甲が内容の確認ができる資料等を添付のうえ、請求のための見積書を甲に提出するものとする。

（費用の支払）

第8条 甲は、前条の規定による見積書の提出を受けたときは、内容を精査のうえ、第5条の契約に基づき、その費用を支払うものとする。なお、甲が乙の保有する資機材等の提供を受けた場合の資機材等価格は、当該提供を受けた時点における市場価格とする。

2 甲は、前項に定める費用について、予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(労働災害補償等)

第9条 乙は、災害応急対策活動の実施に当たっては、業務に従事する者が労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめとらなければならない。

(連絡)

第10条 乙は、本協定締結時又は第11条の規定により協定の有効期間を更新したときは「大林組 震災時緊急連絡体制(別紙1)」を甲に対し報告するものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から特段の意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年延長するものとし、以後期間満了となった場合も同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和2年10月30日

甲 長野県中野市三好町一丁目3番19号
中野市長 池田 茂

乙 長野県長野市大字南長野南県町1040番地1
株式会社大林組 長野営業所
所 長 神田 健太郎

3-25 災害時における応援協力に関する協定書

中野市（以下「甲」という。）と一般財団法人日本笑顔プロジェクト（以下「乙」という。）は、中野市内に被害が及ぶことが想定される地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時において、甲が行う応急対策に係る乙の応援協力について、迅速かつ円滑に実施できるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請及び内容）

第2条 甲は、災害時に応急対策活動を行う必要があると判断したときは、乙に対して次に掲げる事項について、応援協力を要請することができるものとする。

- (1) 障害物除去等の作業
- (2) 乙が所有する重機等の提供及びオペレーターの派遣
- (3) その他甲の要請により、乙が応じられる事項

（要請手続き）

第3条 甲は、前条に規定する応援協力の要請を行うときは、応援協力要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請できるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請手続きに対する乙の措置）

第4条 乙は、第2条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかに応援協力を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条に規定する応援協力を要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担するものとする。

2 甲が前項により負担する費用の積算単価は、災害発生直前における実勢単価とする。

（報告）

第6条 乙は、第4条の規定により応援協力を実施したときは、応援業務実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（損害賠償）

第7条 乙は、第2条に規定する応援協力の要請に基づき、構成員が災害時に応援協力の業務に従事することを想定し、平時からボランティア保険等の任意保険に加入するものとする。

2 乙の現場活動により生じた重機等の損傷についての補償は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

3 乙の応援協力の従事中に、第三者に対して及ぼした損害についての賠償方法及び損害額の負担割合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（情報提供）

第8条 乙は、乙が応援協力の従事中に覚知した災害等による被害情報は、甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の被害情報を関係機関等に積極的に提供するものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲及び乙のいずれからも申し出がない場合は、本協定の有効期間を1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和3年2月18日

甲 中野市三好町一丁目3番19号
中野市長 湯本 隆英

乙 上高井郡小布施町雁田676
一般財団法人 日本笑顔プロジェクト
代表理事 林 映寿

年 月 日

一般財団法人 日本笑顔プロジェクト
代表理事 様

中野市長

応援協力要請書

災害時の応援協力に関する協定書第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害発生日時
年 月 日 () 時 分
2 災害の状況及び要請理由
3 応援協力の内容
4 期間
5 備考
【担当者】 氏 名 電話番号
F A X

年 月 日

中野市長 あて

一般財団法人 日本笑顔プロジェクト
代表理事

災害時の応援協力に関する協定書第6条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	災害の名称
2	応援協力の内容
3	期間
4	活動人員
5	備考 【担当者】 氏 名 電話番号 F A X

3-26 大規模災害時における応急対策業務に関する協定

中野市長 湯本隆英（以下「市長」という。）と長野県建設業協会中高支部長 塩川伸一（以下「支部長」という。）とは、大規模災害発生時における応急対策業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害発生時における中野市が実施する応急対策業務（以下、「応急対策業務」という）に関して、支部長に協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（業務の内容）

第2条 応急対策業務は、市長が管理する公共施設における損壊箇所の応急措置、障害物の除去等とする。

（協力要請）

第3条 市長は、他地域の建設企業の協力が必要な応急対策業務や、長野県が管理する施設等と密接に関連する応急対策業務について、市管轄内の関係団体又は建設業者が対応困難なときに限り、支部長に協力を要請することができる。

2 支部長は、市長から前項による要請があったときは、特別の理由がない限り、速やかに協力するものとする。

（費用負担）

第4条 支部長が実施する応急対策業務の費用は、市長が負担する。なお、費用については別記委託料単価表によるものとする。

（連絡体制）

第5条 市長と支部長は、災害時の連絡を円滑に実施するため、年度当初に緊急連絡体制を確認するものとする。

2 市長は、長野県が実施する応急対策業務と密接に関連する場合に備え、災害時の連絡を円滑に実施するため、年度当初に長野県との緊急連絡体制を確認するものとする。

（実施要請）

第6条 市長は、第3条により応急対策業務の協力要請の必要があると認めたときは、支部長に対し、業務の内容をできる限り具体的に要請するものとする。実施要請は原則書面によるものとし、口頭による要請をしたときは、速やかに書面による要請をするものとする。なお、書面は電子メール又はこれに類するものを含むものとする。

2 市長は、前項の要請をしたときは、長野県に要請内容を連絡するものとする。

3 支部長は、第1項の規定に基づく要請があったときは、速やかに会員に応急対策業務を実施させるものとし、その会員を市長に報告するものとする。なお、支部の会員が対応できないときは、支部長は県建設業協会本部に応援調整を要請して、他支部の協力を得ることができるものとする。

（業務の実施）

第7条 支部長から応急対策業務の実施を指示された会員は、直ちに応急対策業務を実施するものとする。

2 会員は、応急対策業務に従事する現場責任者、出勤時間、及び建設資機材等を市長に報告するも

のとする。

(業務の指示)

第8条 応急対策業務の実施に当たっては、市長が原則書面により指示し、会員はその指示に従うものとする。指示を口頭としたときは速やかに書面により指示の内容を示すものとする。

また、長野県が実施する応急対策業務と密接に関連する場合、迅速に対応するため、市長は、長野県と相互に協力して指示内容を調整するものとする。

(業務の報告)

第9条 会員は、応急対策業務が完了したときは、直ちに市長及び支部長に報告するものとする。

(請負契約)

第10条 市長と会員とは、速やかに応急対策業務に係る工事請負契約を締結するものとする。

2 会員は、請負契約の根拠とするため、工事内容が判断できる写真等の資料を整備するものとする。

(損害補償)

第11条 請負契約に定めるところによる。

2 会員は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けられるよう手続きするほか、法定外の労災保険に付すものとする。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、市長と支部長が協議して定めるものとする。

附 則

この協定の有効期間は、協定締結日から令和4年3月31日とする。

ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、市長、支部長のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、市長と支部が押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年12月3日

中 野 市

中 野 市 長

湯本 隆英

長野県建設業協会中高支部

支 部 長

塩川 伸一

1 委託料単価は、車両及び機械等の運転費（運転手、助手）一切を含むものとし、作業1時間当たり次に定める金額とする。

車両及び機械名	形式	1時間当たりの金額（円）
ブルドーザー		
トラクターショベル （クローラ型）		
トラクターショベル （ホイール型）		
油圧式バックホウ		
グレーダ		
ダンプトラック		
路面清掃車		
水中ポンプ （日当たり）		

2 1箇所当たりのポンプ、エンジン据付・撤去は、次に定める金額とする。

1箇所当たりのポンプの台数	1箇所当たりの金額（円）

3 1m当たりの配管材料は、次の定める金額とする。

ポンプ口径	1m当たりの金額（円）

4 超重量物の運搬は、12トン車片道20キロメートル未満で往復1台当たり60,000円とする。

5 普通作業員は、1時間当たり1人 円とする。

6 土木一般世話役は、1時間当たり1人 円とする。

7 交通誘導警備は、1時間当たり1人の金額を次に定める金額とする。

	形式	1時間当たり1人の金額（円）
交通誘導警備員A	日勤（実働8時間）	
	夜勤（実働8時間）	
交通誘導警備員B	日勤（実働8時間）	
	夜勤（実働8時間）	

3-27 災害救援自動販売機に関する覚書

中野市（以下甲という）と北陸コカ・コーラボトリング株式会社（以下乙という）とは、乙が所有する災害救援自動販売機（以下自販機という）に関して次の通り覚書を取り交わした。

記

① 設置自販機及び設置場所を下記の通りとする。

設置箇所	機種	個機コード	災害キーNo
中野市防災広場	D6ARU3636AB1P3	6169805	S028

- ② 乙は甲に対し、災害が発生した場合、自販機内飲料を被災者救援目的において無償提供を行う。
- ③ 乙は甲に対し、災害発生時に無償提供を行う為の切り替え用「鍵スイッチ」を貸与する。
- ④ 甲は貸与された「鍵スイッチ」を厳正に管理し、天災により災害対策本部が設置されかつ激甚な災害時のみの使用とする。また乙に無断で第三者へ譲渡は行わない。
- ⑤ 甲は貸与された「鍵スイッチ」を破損、紛失した場合には速やかに乙に申し出る。また甲の過失による場合、乙は甲に対し修理、補修を請求できるものとする。
- ⑥ 設置自販機が撤去された場合甲は乙に対し「鍵スイッチ」を速やかに返却する。
- ⑦ 乙は災害発生時に災害救援自販機の機能を果たすべく設置自販機のメンテナンス、補修、修理を行う。乙は誠意をもって自販機維持活動にあたり、甲は善意を持ってこれに協力するものとする。
- ⑧ 本覚書取決め期間は、平成30年6月4日から平成31年3月31日までとするが、甲乙ともに異義がない場合は同一条件にて自動更新されるものとし、以後も同様とする。
- ⑨ 以上、本契約の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印の上各一通を保有する。

以上

平成30年6月4日

(甲) 住所 長野県中野市三好町一丁目3番19号

氏名 中野市長 池田 茂 印

(乙) 住所 長野県須坂市井上字砂田1700-8
北陸コカ・コーラボトリング株式会社 長野支店

氏名 支店長 小林 宏行 印

預り証

災害救援ベンダーに関わる「鍵スイッチ」を北陸コカ・コーラボトリング株式会社より預かりました。

設置場所、設置自販機、鍵ナンバーは下記通り。

設置箇所	機種	個機コード	災害キーNo
中野市防災広場	D6ARU3636AB1P3	6169805	S028
同上	同上	同上	S028

以上、預り証として、本書2通を作成し、記名捺印の上各一通を保有する。

平成30年6月4日

住所 長野県中野市三好町一丁目3番19号

氏名 中野市長 池田 茂 印

3-28 災害時における支援協力に関する協定書

中野市（以下「甲」という。）と株式会社綿半ホームエイド（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）、甲が、乙の協力を得て被災者又は避難者（以下「被災者等」という。）に対し、適正かつ円滑に支援活動を行うために必要な事項を定めるものとする。

（支援協力の内容）

第2条 甲は、災害時において、支援活動を実施する必要があると認めた場合、乙に対し、次に定めるところにより、協力を要請することができる。

- (1) 別表に掲げる物資及び、乙の保有する又は調達可能な物資等の供給。
- (2) 乙の管理する次の施設及び駐車場（以下「施設等」という。）を、河川の洪水による浸水等のおそれがなく、安全が確認された場合においては、災害時の避難場所として提供すること。
なお、乙の自衛消防活動及び事業運営を阻害しない範囲とする。

名称	所在地
株式会社綿半ホームエイド 綿半スーパーセンター中野店	中野市大字三ツ和87番地

- (3) 乙の管理する施設等において、被災者等に対し、水道水及びトイレを可能な範囲で提供すること。
- (4) 乙の管理する施設等において、被災者等に対し、テレビ・ラジオ等により知り得た情報を可能な範囲で提供すること。

（要請の手続き）

第3条 甲は、前条各号の規定に基づく支援協力（以下「支援協力」という。）を要請するときは、乙に対し、文書をもって要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- 2 甲は、前条第1号の要請を行おうとするときは、出荷要請書をもって行うものとする。
- 3 乙は、前2項の規定に基づく支援協力の要請を受けたときは、可能な範囲内で支援協力を行うものとする。また、乙が罹災する等の特別な事情により支援できない場合は、その旨を甲へ通知するものとする。

（物資等の引渡し）

第4条 物資等の運搬は、可能な範囲で甲の指定する場所に乙が運送するものとし、甲は、物資等の内容を確認後、速やかに出荷確認書を乙に提出するものとする。

（費用負担）

第5条 乙は、第2条第2号から第4号の要請に基づく支援協力を無償で提供するものとする。

- 2 甲は、第2条第1号の要請に基づき乙が供給した物資の費用及び当該物資の運搬に要した費用を負担するものとする。

3 乙が供給した物資の価格は、災害発生日又は、物資等の供給要請日のどちらか早い日の前日における販売価格とする。

(施設使用の終了)

第6条 甲は、支援協力としての施設等の使用が終了したときは、文書により乙に報告するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の締結期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1カ月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する甲、乙の連絡責任者は次のとおりとする。

甲 中野市総務部危機管理課長

乙 株式会社綿半ホームエイド綿半スーパーセンター中野店店長

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

令和4年3月31日

甲 長野県中野市三好町一丁目3番19号

中野市長 湯本 隆英

乙 長野県長野市南長池205番地

株式会社綿半ホームエイド

代表取締役社長 牧島 禎彦

別表

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鍬、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着、紙オムツ（大人用・子供用）、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど

3-29 災害時における相談業務に関する協定書

中野市（以下「甲」という。）と長野県弁護士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援のための相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及びそれに類する大規模な被害（以下「災害」という。）が発生した場合において、被災者支援のための相談業務（以下「被災者相談業務」という。）を円滑かつ適切に実施するため必要な事項を定めるものとする。

（要請等）

第2条 甲は、災害時において、乙に対して被災者相談業務の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として書面により行うものとする。

3 乙は、第1項の要請を受けた場合には、速やかに、乙の構成員の中から相談員を選出し、必要事項を甲に連絡するものとする。

（相談場所等の調整及び広報）

第3条 甲は、被災者相談業務を実施する場所等の調整及び広報に努めるものとする。

（被災者相談業務の実施等）

第4条 乙は、第2条第1項の要請に基づき、甲が指定する実施場所に相談員を派遣し、被災者相談業務を実施するものとし、長野県災害支援活動士業連絡会との連携が必要な場合には、調整を行うものとする。

2 甲は、被災者相談業務の実施に当たり、災害時応援協定等を締結している関係団体等との連携が必要な場合には、調整を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は甲に対し、被災者相談業務の実施状況その他必要事項について書面により報告するものとする。

（費用負担）

第6条 被災者相談業務は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

2 乙は、甲に対し被災者相談業務に要する報酬その他の経費は、請求しないものとする。

（平常時からの連携）

第7条 甲及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換等により、連携強化に努めるものとする。

（損害補償）

第8条 この協定に基づく被災者相談業務の実施において、乙に生じた損害の補償（第三者に対する損害賠償を含む。）は、乙の責任において行うものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間の満了の日の3か月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年11月14日

甲 中野市三好町一丁目3番19号
中野市
中野市長 湯本隆英

乙 長野市妻科432番地
長野県弁護士会
会長 中村威彦

3-30 災害時における被災者支援に関する協定書

中野市（以下「甲」という。）と長野県行政書士会北信支部（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中野市内で地震や風水害等の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項について定めることを目的とする。

（行政書士業務相談）

第2条 この協定において、「行政書士業務相談」とは次に掲げる事項とする。

- (1) 罹災証明書申請書類に関する相談・申請支援業務
- (2) 自動車登録申請書類に関する相談
- (3) 相続関係書類に関する相談
- (4) 許認可申請書類に関する相談
- (5) 権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- (6) その他行政書士法に定める業務に関する相談

2 要請する支援内容は、前項の第1号から第6号に規定する行政書士業務相談の中から、甲乙調整のうえ第4条2項に定める方法により行うものとする。

（業務相談対象者）

第3条 行政書士業務相談を受けることができる者は、以下のとおりとする。

- (1) 災害により被害を受けた中野市内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- (2) 災害により中野市外から同市内に避難した者
- (3) 前各号の者の親族、介護者又は現に支援にあたっている者で甲又は乙が必要と認めた者。

（業務相談の要請）

第4条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して第2条に規定する行政書士業務相談を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ、SNS等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第5条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、乙は長野県行政書士会とも協力して、可能な限り行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

（相談場所の調整及び広報）

第6条 甲は、災害時において乙に第4条1項の要請をする際には、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整及び広報に努めるものとする。

（報告）

第7条 乙は、業務相談を実施した場合において、甲から報告を求められた時には、実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

(費用)

第8条 行政書士業務相談は無料とし、甲および第3条に掲げる相談対象者からは報酬を受け取らないものとする。

2 行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、甲乙いずれからも申出がない限り継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年2月9日

甲 中野市三好町一丁目3番19号

中野市長 湯本隆英

乙 長野市大字南長野南県町1009番3
長野県行政書士会北信支部

支部長 和田英幸

3-31 災害時における物資輸送等に関する協定書

中野市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資輸送及び物資拠点施設の運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙に対して行う貨物自動車による物資輸送等の支援協力の要請その他甲乙間における協力事項に関し定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲が乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するものとする。

- (1) 甲が管理する防災備蓄品の避難所への配送
- (2) 甲が指定する物資拠点施設から避難所への物資の配送
- (3) 甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

2 甲は、災害時において乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。

- (1) 乙が物資輸送に使用する車両に対する、緊急通行車両確認標章・緊急通行車両確認証明書及び災害派遣等従事車両証明書の速やかな発行
- (2) 乙の車両への燃料の優先供給
- (3) 罹災状況に係る情報の提供

（協力要請の手続き）

第3条 前条の規定による協力の要請は、物資輸送及び物資拠点施設の運営等に関する要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲に対して速やかに協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（事故等）

第4条 乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに代替の貨物自動車を手配のうえ、その輸送を継続するものとする。ただし、やむを得ない事情により貨物自動車の手配ができない場合においては、乙は、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請を受けて実施した支援内容について、実績報告書により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が第2条に規定する協力内容の実施に要した費用については、甲の負担とする。

2 前項の費用については、甲乙協議のうえ都度決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、前条の規定に基づき甲が負担する費用について、請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

(連絡責任)

第8条 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に担当者連絡票により報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書をもって協定終了の申し出がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年7月4日

甲 長野県中野市三好町一丁目3番19号

中野市長 湯本隆英

乙 長野県長野市大字稲保中ノ配317-1

ヤマト運輸株式会社

長野主管支店 主管支店長

宮坂昌治

3-32 大規模停電時における電力供給等に関する協定書

中野市（以下「甲」という。）と中野市農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における電力の供給及び給電設備の提供（以下「電力供給等」という。）について、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震、風雪水害その他の災害により、大規模停電が発生した場合（以下「災害時」という。）において、避難所等への電力供給及びそれに伴う給電設備等の速やかな配備を図るために必要な基本的事項を定め、早急な救援・復旧活動を行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- (1) 避難所等施設又は各種機器等への電力の供給
- (2) 電力供給に伴う設備等（EV車）の提供
- (3) その他甲の要請により、乙が応じられる事項

2 前項の規定による要請は、原則として応急活動要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、これに寄りがない場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに電力供給等を行うものとする。

（報告）

第4条 乙が第2条の要請に基づき協力したときは、甲へ応急活動報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が甲の要請に基づく電力供給等に要した費用については、災害直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払い）

第6条 甲は前条の規定により決定された費用については、速やかに乙に支払うものとする。

（合同訓練）

第7条 乙は、甲から要請のあった場合には、可能な限り、甲が実施する合同訓練に参加協力するものとする。

（補償）

第8条 協力に基づく作業中に乙の従業員が、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、協定締結後速やかに連絡責任者を決定し、連絡担当者等報告書（様式第3号）により報告するものとし、当該連絡担当者等に変更があった場合は、遅滞な

く連絡するものとする。

2 緊急時の連絡体制等について、平時から確認、情報交換を行うものとする。

(協定の期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による異議の申し出がない限り、更新されたものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項、または、この協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和6年11月1日

甲 所在地 長野県中野市三好町一丁目3番19号
名 称 中野市
代表者 中野市長 湯 本 隆 英

乙 所在地 長野県中野市三好町一丁目2番8号
名 称 中野市農業協同組合
代表者 代表理事組合長 望 月 隆

4 医療・保健衛生・感染症予防関係

4-1 医療機関

名 称	住 所	電 話 番 号	備 考
北 信 総 合 病 院	西一丁目5-63	22-2151	
ア ラ イ ク リ ニ ッ ク	岩船444-1	24-0601	
飯 田 医 院	中野1650-3	22-2653	
石 原 眼 科	岩船374-2	26-1482	
市 川 内 科 医 院	三好町一丁目2-10	22-3366	
今 井 こ ど も 医 院	岩船161-13	24-7755	
小 田 切 医 院	中央三丁目4-16	22-3054	
くまぎ整形外科・リウマチ科 ク リ ニ ッ ク	一本木282-1	23-1301	
高 野 医 院	中央二丁目6-22	22-6810	
さ か え ク リ ニ ッ ク	小田中213-1	23-2405	
佐 藤 病 院	上今井601	38-3311	
す ず き レ デ ィ ス ク ク リ ニ ッ ク	岩船352-1	24-7887	
須 藤 医 院	中野1868-7	22-3746	
関 整 形 外 科	西条972-1	22-6170	
高 橋 医 院	中野1932-2	26-2171	
た か は し ク リ ニ ッ ク	吉田890-1	26-3001	
徳 竹 医 院	中央一丁目7-3	22-3202	
西 原 医 院	西二丁目3-16	22-3007	
長 谷 川 ク リ ニ ッ ク	吉田770-1	26-7700	
は ん だ ク リ ニ ッ ク	吉田894-1	38-0861	
広 田 医 院	中央一丁目2-10	22-6661	
保 倉 産 婦 人 科 医 院	小田中210-2	22-5000	
丸 谷 医 院	片塩465-1	26-0077	
三 沢 ク リ ニ ッ ク	吉田781-7	22-5522	
南 谷 整 形 外 科	小田中462-1	22-7722	
油 井 内 科 医 院	金井893-2	26-1241	
渡 辺 耳 鼻 咽 喉 科 医 院	一本木140-1	26-5733	

中高医師会休日診療所	西一丁目1-7	23-2255	
(歯科医院)			
青木歯科医院	岩船346-3	22-5220	
畔上歯科医院	中央一丁目6-13	26-7878	
池下デンタルクリニック	新井378-10	26-5945	
岩下歯科医院	中野1703	22-7300	
延徳歯科医院	篠井77-5	38-0401	
風間歯科医院	豊津2558-1	38-3060	
金山歯科医院	中央四丁目3-15	22-3398	
矯正歯科かなやま クリニック	西条1334	22-7755	
鈴木歯科クリニック	新井421-2	23-4618	
すばる歯科クリニック	西条627-1	23-1145	
夏目歯科医院	小田中536-11	24-5100	
西条歯科医院	西条893-2	26-6276	
古川歯科医院	東山5-1	26-0173	
古田歯科医院	西一丁目5-63	22-2231	
町田歯科医院	岩船167-4	22-6500	
丸山歯科医院	草間1366-4	22-6111	
宮本歯科医院	江部1328-3	26-0535	
みゆき歯科	西二丁目5-9	23-1006	
みよし歯科	三好町一丁目3-27	26-0713	
吉岡歯科医院	中野1603	22-3618	
(整骨院・接骨院)			
池田接骨院	中央二丁目1-2	22-3431	
海野接骨院	西条1094-10	26-0777	
監物整骨院	片塩44-9	26-2458	
小橋接骨院	豊津2479-11	38-3426	
三京整骨院	竹原1874-4	23-2651	
高橋接骨院	片塩425	26-7313	
徳竹接骨院	吉田297-1	22-4637	
中野金井篠原接骨院	金井851	26-6906	
にこにこ針灸整骨院	一本木233-9	23-1667	
西公園整骨院	西一丁目5-55	22-3700	

野竹接骨院	中野333-7	26-3011	
松川整骨院	中野1853	22-2990	
松田接骨院	吉田952-1	38-1615	
よつば中野平接骨院	片塩44-9	38-0760	

4-2 市内薬局

名 称	住 所	電 話 番 号	備 考
アーク調剤薬局中野店	吉田894-4	38-0688	
イオン薬局中野店	一本木252-1	23-3734	
ウエルシア薬局 中野駅前店	西条1269	24-5208	
かすみ薬局	西一丁目5-64	24-1526	
かすみ薬局トマト店	岩船419-1	26-0890	
かすみ薬局西店	西一丁目5-10	24-1655	
クスリのアオキ 中野西薬局	西二丁目1-2	38-0971	
クスリのアオキ西条薬局	西条869	38-1080	
さくら薬局中野小田中店	小田中423-1	24-7145	
新駅南モリキ薬局	西条587-2	23-3349	
中高薬局	西一丁目1684-1	26-1255	
中野北薬局	一本木319-1	24-7557	
中野南宮薬局	南宮335-2	24-6886	
中野西薬局	吉田1166-2	24-6333	
中野東薬局	中野1931-7	24-5444	
中野モリキ薬局	西一丁目4-7	24-0100	
中野薬局	小田中183-3	24-1666	
なのはな薬局	吉田770-3	22-7287	
西町ヤノ薬局	西一丁目5-62	24-1616	
マスマツ薬局	中央二丁目6-18	38-6226	
まつい薬局	金井893-5	26-6972	
ミナミ一本木薬局	一本木159-2	38-0375	
ミナミ薬局	中央三丁目2-18	22-3044	
村島薬局	中野1747	22-4795	

めぐみ薬局	片塩419-6	24-6077	
薬局マツモトキヨシ中野 吉田店	吉田1049-1	24-7560	
山崎薬局	西一丁目3-14	22-3086	
吉田モリキ薬局	吉田718-3	26-0061	

4-3 し尿収集業者

業者名	所在地	電話番号	備考
(有)中野環境サービス	中野1559-1	22-3072	

4-4 保健衛生・感染症予防等関係施設

施設名	管 理	所 在 地	電 話 番 号
北信斎場たびだちの森	北信保健衛生施設組合	豊津3854-1	38-1770
東山クリーンセンター	北信保健衛生施設組合	中野1308-1	22-7074
大俣最終処分場	北信保健衛生施設組合	大俣1120	23-0536

5-1 中野市消防団出場計画表

地区別	団本部	第1(中野)			第2(日野)			第2(延徳)			第3(長丘)			第3(平岡)			第4(科野)			第4(倭)			第5(平野)			第5(高丘)			第6(豊井)			第6(永田)			計					
自治会数		12			5			6			4			9			3			6			8			7			6			10			76					
世帯数		6,134			828			1,555			490			1,735			569			508			3,305			1,363			893			581			17,961					
人口		14,110			1,991			3,330			1,238			4,243			1,477			1,192			7,785			3,423			2,209			1,308			42,306					
分団数	1	1			1			1			1			1			1			1			1			1			1			7								
部数	4	9			3			2			2			3			2			3			5			4			2			1			40					
団員数	53	177			70			86			66			116			75			75			94			94			52			37			995					
ポンプ	自動車		2			1			1			1(軽積載)			1			1(軽積載)			1			1			1			1(軽積載)			12							
	小型動力	1	13			6			6			5			10			6			6			7			7			10			9			86				
	口数	1	17			8			8			5			12			6			8			9			9			12			9			104				
出場区分		第1	第2	第3	第1	第2	第3	第1	第2	第3	第1	第2	第3	第1	第2	第3	第1	第2	第3	第1	第2	第3	第1	第2	第3	第1	第2	第3	第1	第2	第3	第1	第2	第3	第1	第2	第3	出場同数		
																																						第1	第2	第3
消防ポンプ自動車 出場口数内訳	第1分団中野		4	4	4	4	4	4	4	4	4		4	4		4	4		4	4		4	4		4	4		4	4		4	4		4	4		4	3	6	2
	第2分団日野		2	2	2	2	2	2	2	2	2			2			2			2			2			2			2			2			2	3	2	6		
	第2分団延徳		2	2	2	2	2	2	2	2	2			2			2			2			2			2			2			2			2	3	2	6		
	第3分団長丘			1	1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			1			1	1	1	1		1	1	4	5	2		
	第3分団平岡			2	2		2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			2			2		2	2		2	2	4	5	2		
	第4分団科野				1			1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			1			1	1	1	2		1	1	4	2	5		
第4分団倭				2			2			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			2			2		2	2		2	2	4	2	5			
第5分団平野			2	2			2	2	2				2			2			2			2			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	3	4			
第5分団高丘			2	2			2	2	2				2			2			2			2			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	3	4			
第6分団豊津				2			2			2	2	2		2	2		2	2		2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	3			
第6分団永田				1			1			1	1	1		1	1		1	1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	3			
計		8	15	21	8	15	21	8	15	21	6	13	21	6	13	21	6	13	21	6	13	21	7	15	21	7	15	21	7	13	22	7	13	21						

方面	分 団	地 区	災 害 出 場 表		
			第 1 出 場	第 2 出 場	第 3 出 場
南部	第 1 分 団	中野東部	第 1 分 団	第 3 分 団	第 4 分 団
			第 2 分 団	第 5 分 団	第 6 分 団
		中野西部	第 1 分 団	第 3 分 団	第 4 分 団
			第 2 分 団	第 5 分 団	第 6 分 団
	第 2 分 団	日 野	第 1 分 団	第 3 分 団	第 4 分 団
			第 2 分 団	第 5 分 団	第 6 分 団
		延 徳	第 1 分 団	第 3 分 団	第 4 分 団
			第 2 分 団	第 5 分 団	第 6 分 団
北部	第 3 分 団	長 丘	第 3 分 団	第 1 分 団	第 2 分 団
			第 4 分 団	第 6 分 団	第 5 分 団
		平 岡	第 3 分 団	第 1 分 団	第 2 分 団
			第 4 分 団	第 6 分 団	第 5 分 団
	第 4 分 団	科 野	第 3 分 団	第 1 分 団	第 2 分 団
			第 4 分 団	第 6 分 団	第 5 分 団
		倭	第 3 分 団	第 1 分 団	第 2 分 団
			第 4 分 団	第 6 分 団	第 5 分 団
西部	第 5 分 団	平 野	第 5 分 団	第 1 分 団	第 3 分 団
			第 6 分 団	第 2 分 団	第 4 分 団
		高 丘	第 5 分 団	第 1 分 団	第 3 分 団
			第 6 分 団	第 2 分 団	第 4 分 団
	第 6 分 団	豊 井	第 5 分 団	第 3 分 団	第 1 分 団
			第 6 分 団	第 4 分 団	第 2 分 団
		永 田	第 5 分 団	第 3 分 団	第 1 分 団
			第 6 分 団	第 4 分 団	第 2 分 団
本部分団（救助隊）			全地区		

5-2 自衛消防組織等の設置状況

区 分	組 織 数	隊 員 数	備 考
婦 人 消 防 隊	2	17	軽可搬動力ポンプ3台
自 警 団	13	129	
合 計	15	146	

5-3 消火栓等消防水利の現況

地区名	設置されている数		備 考
	消 火 栓	防 火 貯 水 槽	
中 野	340(1)個	57(7)基	うち消火栓の()は私設消火栓
日 野	80	26(1)	うち貯水槽の()は私設貯水槽
延 徳	108	33(13)	
平 野	188(3)	41(12)	
高 丘	143(6)	53(11)	
長 丘	54	12(5)	
平 岡	127	43(5)	
科 野	69(8)	17	
倭	74	32(3)	
豊 井	102	35	
永 田	87	12	
合 計	1,372(18)	361(57)	

5-4 化学消火薬剤備蓄状況

消防署名	種 別	数 量	備 考
中 野 署	界 面 活 性 剤	0.64kL	
	水 成 膜 泡 剤	0.44kL	
豊 田 分遣所	界 面 活 性 剤	0.06kL	
	水 成 膜 泡 剤	0 kL	

5-5 欠

5-6 欠

5-7 市内主要河川の概要

水系名	河川名	区分	起	点	管理者及び 指定月日等	延長(市内分)
			終	点		
信濃川	千曲川	1級	上田市大字大屋字向川原431の4番地先	飯山市大字一山字十二平1934番地先	建設省 昭40.4.1 第901号	17,600m
			山ノ内町大字平穩字志賀7148番8の2先			
"	夜間瀬川	"	千曲川への合流点	長野県	昭40.4.1 第43号	6,900m
"	篠井川	"	大字間山字吉野1050番地先の県道橋下流端	千曲川への合流点	"	7,255m
"	真引川	"	篠井川からの分派点	篠井川への合流点	"	3,500m
"	江部川	"	大字片塩字蛇塚240番地先の市道橋下流端	篠井川への合流点	"	3,000m
"	斑尾川	"	飯綱町字芋井字内山8316番地先	千曲川への合流点	"	13,298m
"	斑川	"	大字永江字月夜嶽6365番地先	斑尾川への合流点	"	6,216m
"	本沢川	"	大字上今井字西横沢4142番地先	千曲川への合流点	"	2,800m
"	美沢川	"	大字永江字日向4799番の口地先の農道橋	班川への合流点	建設省 昭48.4.12 第870号	1,630m
"	草間川	"	大字草間字土浮358番の口地先他	篠井川への合流点	"	1,096m
"	内川	準用	大字田麦字どぶ51番先	千曲川への合流点	中野市 昭48.3.22 市告示第5号 昭61.5.26 市告示第29号	3,840m
"	権現ノ木川	"	大字江部字横マクリ1102番2先	一級河川江部川との合流点	中野市 昭51.1.10 市告示第1号 昭51.1.10 市告示第1号	1,350m
"	滝ノ沢川	"	大字柳沢字滝ノ沢1726番63先	大字柳沢字屋敷添439番10先	中野市 昭61.5.26 市告示第29号	1,300m
"	向ヒ川	"	大字越字川原1650番先	大字笠原字向ヒ原55番4先	"	150m
"	廓清水川	"	大字厚貝字坂口366番1先	大字壁田字廓清水1645番2先	中野市 昭61.5.26 市告示第29号 平10.4.14 市告示第37号	710m
"	袖川	"	大字田麦字赤山1476番1先	大字厚貝字大久保781番10先	"	1,696m
"	姥川	"	大字七瀬字中原1434番3先	大字七瀬字中原1434番5先	"	600m
"	片塩川	"	大字七瀬字屋敷添39番1先	大字片塩字蛇塚236番1先	"	1,020m
"	清水川	"	大字栗林字清水尻387番先	大字栗林字北原429番1地先	"	540m
"	西川	"	大字立力花字西原70番1先	大字立力花字西原129番イ先	"	275m
"	本沢川	"	大字上今井字本沢4178番地先	" 字本沢4179番地先	豊田村 昭48.2.19 村告示第7号	460m
			一級河川本沢川の上流端			
"	長沢川	"	大字永江字前田7411番の2地先	" 7437番地先	"	2,760m
			班川への合流点			

信濃川	斑川	準用	大字永江字鳥屋峰5124番の61地先 " 8156番の42地先	豊田村 昭48.2.19 村告示第7号	850m
			一級河川斑川の上流端		
"	谷沢	"	大字永江字中尾1171番のイ地先 " 1172番のロ地先	"	3,730m
			斑川への合流点		
"	小江戸沢	"	大字永江字樽5056番のロ地先 " 字日向4968番地先	"	1,100m
			美沢川への合流点		
"	樽沢	"	大字永江字樽5021番地先 " 5046番地の1地先	"	260m
			小江戸沢の合流点		

5-8 水防倉庫の位置と管理

名称	管理団体	位置
中野	北信建設事務所 中野事務所	中野市中央1-4-19
越	中野市	中野市大字笠原97-2 越橋下流70m左岸
柳沢	中野市	中野市大字柳沢62-6外 折橋東10m公衆用道路
田上	中野市	中野市大字田上105-1 やまとサービスセンター内
岩井	中野市	中野市大字岩井1889-1
古牧	中野市	中野市大字壁田1-2
八ヶ郷	中野市	中野市大字中野 夜間瀬橋下流24m左岸
大俣	中野市	中野市大字大俣12-4外 輪中堤防南側端末部
牛出	中野市	中野市大字牛出484-4 立ヶ花橋下流800m右岸
栗林	中野市	中野市大字栗林182-3 清水川樋門上流右岸
上今井	中野市	中野市大字上今井字山根2761-3 国道117号本沢橋下
豊津	中野市	中野市大字豊津3073-3 斑尾橋北600m

5-9 水防倉庫1棟に備蓄する資器材の基準

品名	数量	品名	数量
ビニール袋	2,000枚	じゃかご	50本
なわ	150kg	救命綱	5本
ビニールシート	80枚	ペンチ	5丁
鉄線	100kg	かま	10丁
木材 末口6cm 長さ2.1m	30本	掛矢	10丁
木材 末口12cm 長さ2.7m	30本	照明具	3台
木材 末口15cm 長さ4.5m	15本	のこぎり	4丁
杭木 末口16cm 長さ1.5m	50本	おの	5丁
かすがい	50丁	スコップ	30丁
ロープ	5本	ツルハシ	5丁

(注) 地勢その他の状況により、その数量を増減する。

5-10 水防倉庫資器材

(令和6年4月1日現在)

番号	品名	倉庫名	八ヶ郷	越	柳 沢	田 上	岩 井	古 牧	大 俣	牛 出	栗 林	上今井	豊 津	合 計	消防課 (防災 倉庫)
1	ビニール袋		2,000	2,800	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,800	2,000	2,000	23,600	2,000
2	ビニールシート		80	80	80	80	20	80	80	80	80	80	80	820	80
3	蛇籠		50	188	50	50				30				368	
4	鉄線(1巻 50kg)		6	41	6	6			3	15	3	3	3	86	
5	荒縄(1玉 4kg)		15	15	15	15		15	15	15	15	15	15	150	
6	トラロープ(新巻)		6	18	6	6		6	6	6	6	6	6	72	
7	救助ロープ		2	2	2	4		2	4	2	2	6	2	28	
8	スリングロープ		20	20	20	20		20	20	20	20	20	20	200	
9	ペンチ		5	15	5	5		5	5	5	5	5	5	60	
10	鉄線切		1	3	1	1		2	1	1	1	1	1	13	
11	シノ		2	6	2	2		2	2	3	3	3	3	28	
12	鎌		10	30	10	10		10	10	10	10	10	10	120	
13	斧		5	15	5	5		5	5	3	3	3	3	52	
14	鋸		3	9	3	3		3	3	2	2	2	2	32	
15	掛矢		8	26	8	8		8	8	8	8	8	8	98	
16	ツルハシ		5	15	5	5		5	5	5	5	5	5	60	
17	スコップ		30	100	30	30		30	30	30	30	30	30	370	
18	大ハンマー		5	20	5	5		5	5	10	5	5	5	70	
19	杭木		50	90	49	74		50	50	45	0	3	0	411	
20	鉄杭		30	50	30	30		30	30	30	50	30	30	340	
21	鉄棒(長)		61	50	51	59		80	80	47	0	0	0	428	
22	発電機		1	2	1	第4倭(白)1	1	1	1	1	1	(支所)1	1	12	1
23	投光器		2	4	2	第4倭(白)2	2	2	2	2	2	2	2	24	1
24	投光器用三脚		1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	
25	電工ドラム		1	2	1	第4倭(白)1		1	1	1	1	1	1	11	
26	チェーンソー			第3平岡(白)2						2				4	
27	カナヅチ		3	9	3	3		3	3	3	3	3	3	36	
28	ザル		15	14							5			34	
29	板鋏・備中鋏			5	5									10	
30	水追用板		17											17	
31	救命胴衣		10	30	10	10	10	10	10	10	10	10	10	130	
32	懐中電灯		1	3	1	1		1	1	1	1	1	1	12	
33	一輪車			6						3	3			12	3
34	ビニールパイプ φ100			1		1				1	1			4	
35	空気ポンプ			1						1	1			3	
36	排水ポンプ					2	1	2	2	1	2	3	4	17	1
37	排水ホース(50m)					2	2	2	2	1	4	9	5	27	2
38	ホース連結パイプ					2	2	2	2	1	1	3	1	14	
39	ホース連結バンド					4	2	4	4	2	2	6	2	26	
40	マイナストライパー					1		1	1	1	1	1	1	7	
41	排水ポンプバッテリー充電器					1		1	1	1	1	1	1	7	
42	排水ポンプ台					2		2	2	1	1			8	
43	かく落し板										12			12	
44	救命ボート												1	1	
45	500kg土のう			8	10									18	10
46	安全帯		10	30	10	10		10	10	10	10	10	10	120	

6 緊急輸送関係

6-1 物資輸送拠点及びヘリポート

区 分	所 在 地	名 称	施 設 規 模			
			大 型	中 型	小 型	広 さ (m×m)
物資輸送拠点	小館159-2	中野市防災広場				
物資輸送拠点	一本木522	中野市コミュニティ スポーツセンター		○		
物資輸送拠点	穴田3697-2	中野市B&G海洋 センター			○	
拠点ヘリポート	一本木522	中野市営野球場	○			130×130
拠点ヘリポート	穴田3550	中野市営豊田野球場	○			124×124
ヘリポート	笠原190	高社中学校校庭		○		60×130
	片塩165	中野平中学校校庭	○			100×110
	永江1824-4	中野市ふるさと交流 拠点施設 タカギセイコー ふるさとパーク		○		50×68

6-2 運送事業事業所

事 業 所 名	所 在 地	電話番号	事 業 所 名	所 在 地	電話番号
信越陸送株本社	七瀬313-7	24-0171	竜王運輸株	中野2791-10	23-1800
信州名鉄運輸株北信濃営業所	吉田92-1	38-0362	上越運送株長野支店	立ヶ花450-1	23-5721
信越定期自動車株中野営業所	草間1369-1	22-3534	(有)奥信濃物流事業部	南宮1-24	26-0400
ヤマト運輸株信州中野宅急便センター	江部1409-5	22-3105	エクスプレス信州	江部488-1	26-6962
赤帽龍口急便	西1丁目5-56	22-4228	(有)北信運輸	間長瀬415-4	24-6107
赤帽江口運送	小田中972-7	22-5829	清水梱包運輸株	栗林653	22-5342
株春日運輸	江部1204	22-2476	ヤマトホームコンビニエンス株長野支店	江部768-2	24-7530
赤帽中野運送	片塩587-9	23-0893	ハーツ運輸株	安源寺323-1	23-5522
株岩船陸送	岩船438-1	38-1761	中野市農協運輸株	新井317	26-7982
アート引越センター長野株	岩船	26-0123	スザキライン株	立ヶ花280	26-1310
(有)高山商会	江部348-1	22-6021			

6-3 市有車両の現況

(令和6年4月1日現在)

所管課	貨物自動車					乗用自動車				特殊自動車				除雪機	合計
	普通貨物 (普通)	小型貨物 (普通)	小型貨物 (普通)	軽貨物 (軽)	軽貨物 (軽)	普通乗合 (大型)	普通乗用 (普通)	小型乗用 (普通)	軽乗用 (軽)	大型特殊	大型特殊	小型特殊	特種	除雪機	
企画財政課		2		18	1	3	4	6	17			1			52
庶務課							1								1
豊田庁舎				2											2
子育て課				1											1
保育課				1		3	1								5
生活環境課									1						1
文化スポーツ振興課			1	1	2				1						5
晋平記念館				1											1
高野辰之記念館									1						1
中野人権センター				1											1
農業振興課					2					2					4
商工観光課										1					1
都市建設課	4		1	2	2					8	47	31	7	29	131
学校教育課				1		4	2	1							8
給食センター	5			2											7
北部公民館				1											1
西部公民館				1											1
博物館				1											1
図書館				1											1
議会事務局							1								1
中野消防署	1												23		24
豊田分遣所													5		5
中野就労センター		2		2											4
豊田就労センター		1		1											2
小計	10	5	2	37	7	10	9	7	20	11	47	32	35	29	261

下水道	2		1								4	3		10	
水道			2	2	1		1		1		1	1		9	
市民課(国保)				1										1	
高齢者支援課(介護)							1		5					6	
小計	2	0	3	3	1	0	2	0	6	0	0	5	4	0	26
合計	12	5	5	40	8	10	11	7	26	11	47	37	39	29	287

7 避難収容関係

7-1 指定緊急避難場所

令和6年4月1日適用

地区	名称	指定緊急避難場所の指定の有無				面積 (㎡)	想定収容人数 (人)	所在地
		洪水	土砂災害	地震	大規模火災			
中野	中野市防災広場	×	○	○	○	8,632	8,632	小館159-2
	市民体育館 ★	○	○	○	○	2,400	800	一本木 590-1
	運動公園 多目的運動広場	×	○	○	○	9,545	9,545	
	中野西高等学校体育館 ★	○	○	○	○	2,179	726	西条 544-1
	中野西高等学校校庭	×	○	○	○	25,490	25,490	
	中野市中央公民館講堂 ★	○	○	○	○	381	127	三好町 1-4-27
	旧中野高等学校校庭	×	○	○	○	17,343	17,343	小館6
	中野立志館高等学校体育館 ★	○	○	○	○	1,216	405	三好町 2-1-53
	中野立志館高等学校第2グラウンド	×	○	○	○	15,442	15,442	中野 175-4
	南宮中学校体育館 ★	○	○	○	○	862	287	南宮 1-12
	南宮中学校校庭	×	○	○	○	10,120	10,120	
	中野小学校体育館 ★	○	○	○	○	668	223	中野 1804
	中野小学校校庭	×	○	○	○	9,985	9,985	
	高梨館跡公園	×	○	○	○	15,054	15,054	小館 1069-4
	一本木公園	×	○	○	○	17,054	17,054	一本木 495-6
中野市市民会館 ★	○	○	○	○	3,980	1,327	三好町 1-3-12	
日野	日野小学校体育館 ★	○	×	○	○	579	193	新野827
	日野小学校校庭	○	×	○	○	5,342	5,342	

延 徳	延徳小学校体育館 ★	○	○	○	○	604	201	三ツ和 1731
	延徳小学校校庭	×	×	○	○	7,627	7,627	
平 野	中野平中学校体育館 ★	○	○	○	○	882	294	片塩165
	中野平中学校校庭	×	○	○	○	14,384	14,384	
	平野小学校体育館 ★	○	○	○	○	705	235	江部 1359-4
	平野小学校校庭	×	○	○	○	4,706	4,706	
高 丘	中野市西部文化センター (西部公民館) ★	○	○	○	○	726	242	安源寺 666-1
	高丘小学校体育館 ★	○	○	○	○	570	190	草間 1505
	高丘小学校校庭	○	○	○	○	6,103	6,103	
	中野市屋内運動場 ★	○	○	○	○	608	203	栗林 857-10
長 丘	中野市子育て支援拠点施設 (ハブリック) 多目的運動施設 ★	○	○	○	○	599	200	壁田 1572
	中野市子育て支援拠点施設 (ハブリック) 屋外運動場	×	○	○	○	7,948	2,649	
平 岡	高社中学校体育館 ★	○	○	○	○	900	300	笠原190
	高社中学校校庭	×	○	○	○	15,204	15,204	
	高社小学校体育館 ★	○	○	○	○	677	226	金井80
	高社小学校校庭	×	○	○	○	6,880	6,880	
科 野	中野市北部公民館 ★	○	○	○	○	790	263	赤岩 1447

倭	旧倭小学校体育館 ★	○	○	○	○	527	176	田上322
	旧倭小学校校庭	○	×	○	○	5,341	5,341	
豊井	中野市豊田庁舎 ★	○	○	○	○	619	206	豊津2508
	中野市豊田文化センター(豊田公民館) ★	○	○	○	○	1,388	463	豊津2509
	豊田中学校体育館 ★	○	○	○	○	734	245	
	豊田小学校校庭	○	○	○	○	7,547	7,547	豊津4296-1
	豊田小学校体育館 ★	○	○	○	○	887	296	
永田	中野市ふるさと交流拠点施設タカギセイコーふるさとパークアリーナ ★	○	○	○	○	558	186	永江1824-4
	中野市ふるさと交流拠点施設タカギセイコーふるさとパーク	○	×	○	○	17,772	17,772	
	道の駅ふるさと豊田	○	○	○	○	690	230	永江2136
	中野市営豊田野球場	○	○	○	○	15,220	15,220	穴田3535

※★：指定避難所を兼ねる施設、○：適、×：不適

※指定避難所を兼ねる施設の面積は、避難者の受入可能な居室等の面積を記載。

※指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は、発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所で、円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、基準に適合する施設又は場所を、異常な現象（洪水、土砂災害、地震、大規模火災）ごとに指定しなければならない。

※異常な現象のうち、洪水は、「洪水、内水氾濫」、土砂災害は、「崖崩れ、土石流、地すべり」を想定

※噴火に伴う火山現象については、状況に応じて、上記避難場所に避難する。

※指定基準：①安全な構造であり、周辺に危険を及ぼすおそれがある物がないこと。

②異常な現象に対して安全区域内であること。ただし、安全な構造であることに加え、洪水等の場合は、浸水想定以上の階を有し避難が可能な場合は、この限りではない。

③災害が切迫した状況において、速やかに開設可能であること。

※その他：指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

※小中学校については、災害の状況を鑑み、校舎の使用を検討する場合があります。

7-2 指定避難所

(1) 指定一般避難所

令和6年4月1日適用

地区	名称	構造	面積 (㎡)	想定収容人数(人)	所在地
中野	市民体育館	R C造2階建	2,400	800	一本木590-1
	中野西高等学校体育館	S造2階建	2,179	726	西条544-1
	中野市中央公民館講堂	R C造3階建	381	127	三好町1-4-27
	中野立志館高等学校体育館	S造2階建	1,216	405	三好町2-1-53
	南宮中学校体育館	R C造2階建	862	287	南宮1-12
	中野小学校体育館	R C造2階建	668	223	中野1804
	中野市農村環境改善センター	R C造2階建	1,253	418	東山1307-1
	福祉ふれあいセンター	S造2階建	695	232	西条70-1
	中野市市民会館	R C造3階建 地下1階 (一部S造)	3,980	1,327	三好町1-3-12
日野	日野小学校体育館	R C造平屋建	579	193	新野827
延徳	延徳小学校体育館	R C造3階建	604	201	三ツ和1731
平野	中野平中学校体育館	S造平屋建 R C造2階建	882	294	片塩165
	平野小学校体育館	R C造一部2階建	705	235	江部1359-4
高丘	中野市西部文化センター (西部公民館)	S造2階建	726	242	安源寺666-1
	高丘小学校体育館	R C造平屋建	570	190	草間1505
	中野市屋内運動場	S造平屋建	608	203	栗林857-10
長丘	中野市子育て支援拠点施設 (ハブリック) 多目的運動施設	R C造2階建	599	200	壁田1572
平岡	高社中学校体育館	R C造2階建	900	300	笠原190
	高社小学校体育館	R C造2階建	677	226	金井80
科野	中野市北部公民館	S造2階建	790	263	赤岩1447
倭	旧倭小学校体育館	R C造2階建	527	176	田上322
豊井	中野市豊田庁舎	S R C造2階建 地下1階	619	206	豊津2508
	中野市豊田文化センター (豊田公民館)	S R C造2階建	1,388	463	豊津2509
	豊田小学校体育館	S造2階建	887	296	豊津4296-1
	豊田中学校体育館	S造2階建	734	245	
永田	中野市ふるさと交流拠点施設 タカギセイコーふるさとパーク アリーナ	S造2階建	558	186	永江1824-4

(2) 指定福祉避難所

地区	名称	構造	面積 (㎡)	受入 対象者	想定収容 人数(人)	所在地
中野	中野市障がい者デイサービスセンターいこいの里	R C造平屋建	434	障がい者	7	西条62-2
	発達サポーターズねくすと	R C造平屋建	492	障がい者	15	一本木27-1
	デイサービスセンターながでんハートネット中野	S造平屋建	150	高齢者	5	西1-6-2
	デイサービスセンターチャレンジチャレンジ	S造平屋建	160	高齢者	5	中央2-1-2
	中野保健センター	S造3階建	396	妊産婦、 乳児	56	西1-1-7
日野	宅老所縁が和	W造平屋建	144	高齢者	5	新野59-4
	宅老所ぼぼんた	W造2階建	167	高齢者	5	新野59-1
	グループホーム風のコテージ	W造2階建	514	高齢者	5	間山838-2
平野	特別養護老人ホームフランセーズ悠なかの	S造平屋建一部 2階建	4,390	高齢者	20	片塩58-23
	ホームかたしお	S造一部R C造 平屋建	460	障がい者	3	片塩44-8
	長野県厚生農業協同組合連合会北信総合病院老人保健施設もえぎ	R C造2階建	4,243	高齢者	8	吉田123-1
	デイサービスセンターながでんハートネット中野江部	S造平屋建	75	高齢者	5	江部450-1
	宅老所ひなたぼっこ	W造2階建	174	高齢者	3	吉田1249-1
高丘	あんげんじ敬老園デイサービスセンター	S造平屋建	600	高齢者	10	安源寺665-3
	グループホームこだま	S造2階建	409	高齢者	2	草間1071-4
長丘	デイサービスセンター湯処ながみね	W造2階建	423	高齢者	4	田麦341-3
平岡	特別養護老人ホーム 高社の家	R C造2階建	3,425	高齢者	15	新井353
	生活介護事業所きなり	S造平屋建	552	障がい者	7	笠原767-1
	障害者支援施設のぞみの郷 高社	R C造平屋建	2,092	障がい者	3	笠原765-1
	ツクイ中野新井	S造平屋建	190	高齢者	10	新井427-2
	こうしゃ敬老園デイサービスセンター	S造平屋建	532	高齢者	5	竹原1135-1
豊井	中野市デイサービスセンターさくら	S造平屋建	1,054	高齢者	5	豊津3076
	中野市デイサービスセンターさくら(すみれ)			高齢者	5	
永田	特別養護老人ホームふるさと苑	R C造平屋建	3,396	高齢者	8	穴田2322-1

※指定避難所は、災害が発生し、又は、発生のおそれがあり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでの間、滞在させる施設

※指定基準：①被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模

②速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備

③想定される災害による影響が比較的少ない場所

④車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所

7-3 優先開設避難所

令和6年4月1日適用

地区	優先開設避難所 (施設名称)	左記避難所が 使用できない場合	参考対象区 (○は土砂災害警戒区域指定のある区)
中野	中野小学校 体育館		中町、西町、東町、松川、○普代、○東松川、一本木、○栗和田、西条、上小田中、下小田中、東吉田
中野	中野立志館高等学校 体育館		中町、上小田中、下小田中、西条
中野 延徳 平野	中野西高等学校 体育館		西条、篠井、新保、東江部
日野	日野小学校 体育館	南宮中学校体育館	○間山、○新野、○更科、○高遠、○東山
延徳	延徳小学校 体育館		○桜沢、○大熊、○北大熊、小沼、篠井、新保
平野	中野平中学校 体育館		東江部、西江部、泉、岩船、○片塩、○七瀬、吉田、○長嶺
平野	平野小学校 体育館		東江部、西江部、泉、岩船
高丘	高丘小学校 体育館		○安源寺、○草間、日和、○立ヶ花、牛出、栗林、○大俣
高丘	中野市西部 文化センター (西部公民館)		○安源寺、○草間、日和、○立ヶ花、牛出、栗林、○大俣
長丘	中野市子育て 支援拠点施設 (ハブリック) 多目的運動施設		○田麦、○厚貝、○壁田、○古牧
平岡	高社小学校 体育館		竹原、金井、東笠原、西笠原、新井、若宮、南間長瀬、北間長瀬、長元坊
平岡	高社中学校 体育館		東笠原、西笠原、南間長瀬、北間長瀬
科野	中野市北部公民館	高社中学校体育館 高社小学校体育館	○赤岩、○越、○深沢
倭	旧倭小学校 体育館	高社中学校体育館 中野市北部公民館	○岩井、○岩井東、○田上、○柳沢、○中小屋、○牧ノ入
豊井	中野市 豊田文化センター (豊田公民館)		○上今井、○替佐、○笠倉、○裕、○奥手山、○美沢
豊井 永田	豊田小学校 体育館 (豊田中学校体育館)		○替佐、○笠倉、○裕、○奥手山、○美沢、○穴田
永田	中野市ふるさと 交流拠点施設 タカギセイコー ふるさとパーク アリーナ	豊田小学校体育館 (豊田中学校体育館)	○穴田、○毛野川、○南永江、○北永江、○梨久保、○涌井、○親川、○三俣、○赤坂、○豊田深沢

7-4 公会堂等（一時避難所）

地区	名 称	所 在 地	洪 水	土 災 砂 害	地 震	大規模 火 災	面 積	想定収 容人数
中野	中町公会堂	中央2-2-7	×	○	○	○	172	208
	西町公会堂	中央1-3-10	×	○	×	○	538	652
	東町区民会館	中央4-4-8	×	○	○	○	375	454
	松川区民会館	大字中野1862-5	×	○	○	○	502	608
	松川東部コミュニティーセンター	大字中野1475-1	×	○	○	○	101	122
	普代公会堂	東山9-7	○	×	○	○	89	107
	東松川公会堂	東山5-27	○	○	○	○	188	227
	一本木研修センター	大字一本木408-2	×	○	×	○	429	520
	稲向の家	大字一本木212-2	×	○	○	○	119	144
	栗和田公会堂	大字中野2368	×	○	○	○	378	458
	西条転作促進研修センター	大字西条1012	×	○	○	○	300	363
	西条区民会館	大字西条802-1	×	○	×	○	189	229
	小田中集落センター	大字小田中333-5	○	○	○	○	315	381
	下小田中公会堂	大字小田中518	○	○	×	○	156	189
東吉田コミュニティーセンター	大字吉田1258-2	×	○	○	○	231	280	
日野	間山公会堂	大字間山262	○	×	×	○	200	242
	間山南部生活改善センター	大字間山1226-1	○	×	×	○	119	144
	津島組公会堂	大字間山185-1	○	×	×	○	89	107
	新野公民館	大字新野497-1	×	○	×	○	222	269
	更科構造改善センター	大字更科480	○	×	○	○	251	304
	高遠生活改善研修センター	大字新野960-2	○	○	○	○	102	123
	東山区集会所	大字小田中1014-1	○	×	○	○	132	160
延徳	桜沢区民会館	大字桜沢506-1	○	×	×	○	297	360
	大熊公民館	大字三ツ和1574	○	×	×	○	244	295
	北大熊公民館	大字三ツ和1929-5	×	○	○	○	233	282
	小沼公会堂	大字三ツ和271	×	○	×	○	112	135
	篠井生活改善研修センター	大字篠井274-3	×	○	○	○	145	175
	新保公会堂	大字新保476	×	○	×	○	379	459
	新保構造改善センター	大字新保469	×	○	○	○	351	425
平野	西江部公民館	大字江部1291-1	×	○	×	○	281	340
	東江部公民館	大字江部104	×	○	○	○	247	299
	東江部研修センター	大字江部104	×	○	○	○	292	353
	泉団地集会所	大字江部1379	×	○	○	○	70	84
	岩船公会堂	大字岩船223-4	×	○	○	○	352	426
	岩船宮上公会堂	大字岩船343-3	×	○	○	○	101	122
	片塩公会堂	大字片塩348-1	×	×	○	○	243	294
	吉田研修センター	大字吉田1032	○	○	○	○	392	475
	七瀬公会堂	大字七瀬241-1	×	×	○	○	392	475
	長嶺ニュータウン集会所	大字七瀬1608-7	○	○	○	○	207	250
高丘	安源寺公会堂	大字安源寺571-1	○	○	○	○	299	362
	草間公会堂	大字草間736	×	○	×	○	265	321
	日和ヶ丘集会所	大字草間1833-17	○	○	○	○	237	287
	立ヶ花公会堂	大字立ヶ花260	○	○	○	○	522	632
	牛出公会堂	大字牛出593	×	○	×	○	263	318
	栗林公会堂	大字栗林331-1	×	○	○	○	355	430
	栗林集会所	大字栗林682	○	○	○	○	116	140
	大俣公民館	大字大俣1350-7	○	×	○	○	229	277
長丘	田麦公会堂	大字田麦914	○	○	×	○	230	278
	厚貝公民館	大字厚貝175-1	×	○	×	○	190	230
	壁田転作促進研修センター	大字壁田1135-1	○	○	○	○	336	407
	古牧生活改善研修センター	大字壁田42-1	○	○	○	○	111	134

平岡	竹原転作促進センター	大字竹原440-2	×	○	×	○	472	572
	新田構造改善センター	大字竹原309-1	×	○	○	○	260	315
	荒川農事集会所	大字竹原93	○	○	○	○	129	156
	金井農事集会所	大字金井1083	×	○	○	○	327	396
	東笠原公民館	大字笠原129-イ	×	○	×	○	140	169
	笠原地区高齢者・若者活性化センター	大字笠原500	×	○	○	○	214	259
	新井構造改善センター	大字新井633-口	○	○	○	○	298	361
	若宮公民館	大字若宮619	○	○	○	○	178	215
	北間長瀬構造改善センター	大字間長瀬533-3	×	○	○	○	216	261
	南間長瀬公民館	大字間長瀬31	×	○	×	○	83	100
	四ヶ郷会館	大字間長瀬494-1	×	○	×	○	193	233
長元坊団地集会所	大字竹原1892-11	×	○	×	○	61	73	
科野	赤岩公民館	大字赤岩563	○	×	×	○	281	340
	深沢コミュニティセンター	大字深沢18-1	○	×	○	○	296	358
	越構造改善センター	大字越1113	○	×	○	○	303	367
倭	倭北部生活改善施設	大字岩井715-口	×	○	○	○	57	69
	岩井区民会館	大字岩井652-7	×	○	×	○	239	289
	岩井東生活改善研修センター	大字岩井1591	×	×	○	○	110	133
	田上生活改善研修センター	大字田上1067-1	○	×	○	○	288	349
	柳沢区民会館	大字柳沢1073-1	○	×	×	○	343	415
	牧ノ入公会堂	大字田上2463-3	○	○	○	○	49	59
上今井	上今井公民館	大字上今井2637-3	○	○	×	○	471	570
	道光寺集会所	大字上今井3846-1	○	×	×	○	66	80
	桜坂公民館	大字上今井78-2	○	×	○	○	139	168
	上の山生活改善センター	大字上今井463-25	○	×	○	○	60	72
	西部生活改善センター	大字上今井2787-3	○	×	○	○	63	76
	城下集会所	大字上今井2985-2	○	○	○	○	83	100
	荒山集会所	大字上今井3341-4	○	○	○	○	86	104
豊津	替佐区公民館	大字豊津399-2	×	×	×	○	376	455
	多目的集会所	大字豊津20	×	×	×	○	475	575
	南大洞集会所	大字豊津260-2	×	○	×	○	55	66
	川久保集会所	大字豊津2596-4	×	○	×	○	73	88
	上宿農家組合生活改善センター	大字豊津2467-5	×	○	○	○	124	150
	米山集会所	大字豊津1510-2	○	○	○	○	30	36
	飯綱平農家組合生活改善センター	大字豊津4195-23	○	○	○	○	133	161
	笠倉公会堂	大字豊津3300-1	×	×	○	○	113	136
	裕生活改善センター	大字豊津5584-1	○	×	○	○	99	120
	奥手山公会堂	大字豊津7071-1	○	×	×	○	69	83
	美沢集会所	大字穴田31-15	○	×	×	○	44	53
伊予岡集会所	大字豊津2063-13	○	×	×	○	91	110	
永田	永田窓口サービスステーション	大字永江3751-1	○	×	○	○	203	246
	穴田公民館	大字穴田141-3	○	×	○	○	212	256
	毛野川集会所	大字穴田1097-2	○	○	×	○	94	113
	南永江地区地域交流センター	大字永江305-1	○	○	○	○	403	488
	北永江農家組合集会所	大字永江3697-1	○	×	○	○	137	166
	梨久保集会所	大字永江7558-1	○	×	×	○	171	207
	涌井集会所	大字永江7944-1	○	○	○	○	98	118
	親川太子堂	大字永江6083-1	○	×	×	○	66	80
	三俣集会所	大字永江2280	○	○	×	○	99	120
赤坂生活改善センター	大字豊津8151-7	○	○	○	○	81	98	

7-5 洪水時の避難所

①岩井・田上・岩井東区

	避難所	所在地	電話番号
A	旧倭小学校体育館	田上322	
B	田上生活改善研修センター	田上1067-1	
<p>(備考)</p> <p>次の施設は、一時避難所としているが、洪水時には浸水想定区域内にあるため、危険である。住民が誤って避難しないよう注意が必要である。</p> <p>・倭北部生活改善施設 ・岩井区民会館 ・岩井東生活改善研修センター</p>			

②古牧区

	避難所	所在地	電話番号
A	古牧生活改善研修センター	壁田42-1	
B	中野市子育て支援拠点施設 (ハブリック) 多目的運動施設	壁田1572	
<p>(備考)</p> <p>Aは避難対象地区から近いが、地区内のすべての住民を収容できない。Bは十分な収容能力があるが、避難対象地区から遠い。</p> <p>このため、状況に応じて、</p> <p>(1) Aを第一次避難所とし、収容能力を超える避難住民については、Bに移送する。その際、車両による集団移送等について検討する。</p> <p>(2) Aへの収容を行う場合及びAからBへの車両移送を行う場合には、要配慮者を優先する。</p> <p>等の措置をとる。</p>			

③柳沢区

	避難所	所在地	電話番号
	旧倭小学校体育館	田上1067-1	
	柳沢区民会館	柳沢1074-イ1	

④上今井区

	避難所	所在地	電話番号
	中野市豊田文化センター	豊津2509	38-2922
	豊田小学校体育館・豊田中学校体育館	豊津4296-1	38-2004・38-2131
	上今井公民館	上今井2637-3	

⑤豊津地区

避難所	所在地	電話番号
豊田小学校体育館・豊田中学校体育館	豊津4296-1	38-2004・38-2131
中野市豊田文化センター	豊津2509	38-2922

⑥大俣区

避難所	所在地	電話番号
A 大俣公民館	大俣1350-7	
B 高丘小学校体育館	草間1505	22-3716
C 中野市屋内運動場	栗林857-10	
<p>(備考)</p> <p>Aは避難対象地区から近いが、施設の周辺が土砂災害警戒区域（地すべり）指定されており、土砂災害のおそれがある。</p> <p>このため、避難対象地区からは遠いものの、住民は原則としてBに避難する。</p> <p>ただし、要配慮者等Bに避難することが困難な者については、施設周辺の安全を確認した上でAを第一次避難所とし、状況に応じて車両によりB・Cに集団移送する。</p>		

⑦栗林・牛出・草間・立ヶ花・安源寺区

避難所	所在地	電話番号
高丘小学校体育館	草間1505	22-3716
中野市西部文化センター	安源寺666-1	23-1024
栗林集会所	栗林682	
安源寺公会堂	安源寺571-1	
中野市屋内運動場	栗林857-10	

⑧西江部・片塩区

避難所	所在地	電話番号
中野平中学校体育館	片塩165	22-4021
平野小学校体育館	江部1359-4	22-2097
<p>(備考)</p> <p>次の施設は、一時避難所としているが、洪水時には浸水想定区域内にあるため、危険である。住民が誤って避難しないよう注意が必要である。</p> <p>・西江部公民館 ・片塩公会堂</p>		

⑨西条・新保・篠井・東江部区

避難所	所在地	電話番号
中野西高等学校体育館	西条544-1	22-7611
<p>(備考)</p> <p>次の施設は、一時避難所としているが、洪水時には浸水想定区域内にあるため、危険である。住民が誤って避難しないよう注意が必要である。</p> <p>・西条区民会館　・新保構造改善センター　・新保公会堂　・篠井生活改善研修センター ・東江部研修センター　・東江部公民館</p>		

⑩小沼・大熊・北大熊・桜沢区

避難所	所在地	電話番号
延徳小学校	三ツ和1731	22-2713
<p>(備考)</p> <p>(1) 次の施設は、一時避難所としているが、洪水時には浸水想定区域内にあるため、危険である。住民が誤って避難しないよう注意が必要である。</p> <p>・小沼公民館　・北大熊公民館</p> <p>(2) 長野電鉄長野線桜沢駅が浸水想定区域内にあるため、鉄道の運行休止の措置や、駅利用者への避難指示等の状況の周知徹底について、長野電鉄株と協議する。</p>		

7-6 要配慮者利用施設

施設名	電話番号	住所	土砂災害警戒区域			浸水想定区域
			急傾斜地	土石流	地すべり	
【障害者福祉施設】						
グループホーム青りんご	38-0023	中央一丁目8番13号				○
レストラン・カフェ・マッシュルーム	38-1127	中央一丁目9番17号				○
中野市りんごの木共同作業所	22-8177	南宮1番28号				○
中野市びあワーク就労支援施設	23-1100	三好町二丁目4番48号				○
中野市障がい者デイサービスセンターいこいの里	23-0151	大字西条62番地2				○
中野市中野社会就労センター	22-2973	大字西条64番地				○
中野市福祉ふれあいセンター	26-3111	大字西条70番地1				○
発達サポートズねくすと	22-6939	大字一本木27番地1				○
デイホームこころ	22-8606	大字小田中439番地1				○
ホームかおる荘	23-2751 (のぞみの郷高社)	大字吉田777番地1				○
はるかぜ	38-0166	大字片塩44番地8				○
ホームかたしお	23-2751 (のぞみの郷高社)	大字片塩44番地8				○
ホームE a s t	23-2751 (のぞみの郷高社)	大字片塩71番地				○
ホーム江部	23-2751 (のぞみの郷高社)	大字江部1130番地11				○
ひふみ 信州中野教室	38-1265	大字岩船419番地1				○
のぞみの郷高社	23-2751	大字笠原765番地1				○
児童発達支援事業所 かすたねっと	23-3525	大字笠原765番地1				○
ホーム一番館	23-2751 (のぞみの郷高社)	大字柳沢542番地25		○		
ホームさんぼみち	23-2751 (のぞみの郷高社)	大字柳沢22番地1		○		
柳沢ホーム	23-2751 (のぞみの郷高社)	大字柳沢25番地5		○		
北信圏域障害者生活支援センター（やまとサービスセンター）	090-1608-4420	大字一本木27番地1				○
ホームむぎ	54-0719	大字牛出138番地7				○
ホームはな	54-0719	大字一本木505番地9				○
ホームゆい	54-0719	大字中野1850番地12				○
児童発達支援センターみらいく	38-2082	大字吉田963番地5				○
精神障害者グループホーム 希望	38-3311	大字上今井608番地				○
中野市豊田社会就労センター	38-2521	大字永江3751番地1		○		
福祉ふれあいセンター永田分場	38-3770	大字永江3751番地1		○		
アルビスファーム信州中野	24-5011	大字中野1340番地1	○		○	
ながでんハートネットメゾふおるて中野	38-1488	西一丁目1番1号				○
ながでんハートネットメゾふおるて中野ポルカ	38-6045	西一丁目1番1号				○

運動型半日デイサービスセンターながでんハートネットアクア中野	38-0102	西一丁目6番2号				○
ひふみ 中野たかおか教室	38-0258	大字草間1161番地5				
未来工房 つむぎ	38-0540	大字金井925番地1				○
生活介護事業所 きなり	38-1580	大字笠原767番地1				○
就労支援事業所 クローバー	38-0507	大字豊津2451番地1				○
【介護保険施設等】						
こうしゃ敬老園デイサービスセンター	24-5048	大字竹原1135番地1				○
グループホームこうしゃ敬老園	24-6541	大字竹原1135番地1				○
くまき整形外科・リウマチ科クリニック	23-1301	大字一本木282番地1				○
宅老所あんきな日	54-0679	大字中野1872番地7				○
北信総合病院老人保健施設もえぎ	22-7800	大字吉田123番地1				○
ツクイ信州中野グループホーム	24-6667	大字吉田1137番地1				○
宅老所ひなたぼっこ	23-3910	大字吉田1249番地1				○
デイサービスセンターながでんハートネット中野別館	38-0081	西一丁目6番1号				○
運動型半日デイサービスセンターながでんハートネットアクア中野	38-0102	西一丁目6番2号				○
デイサービスセンターながでんハートネット中野	26-5858	西一丁目6番2号				○
デイサービスあぐり	38-6231	中央一丁目11番3号				○
デイサービスチャレンジチャレンジ	22-3431	中央二丁目1番2号				○
グループホーム風のコテージ	38-0335	大字間山838番地2				
宅老所ぼぼんた	22-3539	大字新野59番地1				○
宅老所縁が和	26-4488	大字新野59番地4				○
デイサービスセンター遊湯	24-6021	大字新野803番地3		○		
まるごとケアの家ゆい	54-1100	大字岩船19番地17				○
まるごとケアの家やわらぎ	23-3081	大字岩船19番地17				○
デイサービスなかの	23-2200	大字岩船292番地1				○
グループホームなかの	23-2200	大字岩船292番地1				○
デイサービス暖暖	38-0725	大字岩船438番地13				○
デイサービスセンターながでんハートネット中野江部	38-0345	大字江部450番地1				○
ながでんハートネット中野江部うさぎの里	38-0346	大字江部450番地1				○
特別養護老人ホームフランセーズ悠なかの	38-1011	大字片塩58番地23				○
しなの元気処よっとくらい	38-1517	大字片塩419番地1				○
ニチイケアセンター信州中野	26-1531	大字安源寺493番地1				○
あんげんじ敬老園デイサービスセンター	23-1177	大字安源寺665番地3				
ヒューマンヘリテージ安源寺	24-0606	大字安源寺975番地1				○
グループホームこだま	23-3777	大字草間1071番地4				
特別養護老人ホーム高社の家	22-4120	大字新井353番地				○
ニチイケアセンター中野若宮	24-7077	大字新井356番地5				○
デイサービスセンターえにし	24-6324	大字新井361番地1				○
ツクイ中野新井	24-0350	大字新井427番地2				○
介護予防教室なかのよい処	38-1022	大字田麦338番地				○
デイサービスセンター湯処ながみね	38-1022	大字田麦341番地3				○
中野市デイサービスセンターさくら	38-3866	大字豊津3076番地	○			
介護医療院長寿の里	38-3311	大字上今井601番地				○
斑尾の森グループホームふるさと	38-2565	大字穴田1083番地				
特別養護老人ホームふるさと苑	24-3150	大字穴田2322番地1				
デイサービスくるみ	38-0601	大字永江5695番地1	○	○		

【保育園・認定こども園・幼稚園・認可外保育施設】						
松川保育園	22-2248	大字中野1461番地 1				○
たかやしろ保育園	22-6611	大字赤岩1525番地 2		○		
さくら保育園	22-3244	大字小田中119番地 1				○
ひまわり保育園	22-3324	三好町一丁目 6 番12号				○
みなみ保育園	26-2187	大字新野335番地 2				○
ひらおか保育園	26-2525	大字間長瀬496番地 2				○
とよた保育園	38-2123	大字豊津3079番地 1	○			
病児・病後児保育施設	38-1163	西一丁目 5 番63号				○
ひよこ保育園	24-5155	東山1134番地 4号		○	○	
認定こども園中野マリア幼稚園	22-3503	中央二丁目 6 番 4号				○
認定こども園平野さつきこども園	24-5788	大字片塩35番地				○
認定こども園高丘さつきこども園	26-3811	大字草間1518番地 1				
中野中央幼稚園	22-3686	中央四丁目 2 番 5号				○
たんぼぼ保育園	22-2151	西一丁目 5 番63号 (北信総合病院内)				○
中野みらいく保育園	38-8868	大字吉田1044番地 2号				○
ニチキッズ中野保育園	38-1018	大字吉田796番地 5号				○
【小学校・中学校・高等学校】						
中野小学校	22-2067	大字中野1804番地				○
日野小学校	22-2595	大字新野827番地	○	○		
延徳小学校	22-2713	大字三ツ和1731番地		○		○
平野小学校	22-2097	大字江部1359番地 4				○
高丘小学校	22-3716	大字草間1505番地				
高社小学校	22-2629	大字金井80番地				○
豊田小学校	38-2004	大字豊津4296番地 1	○			
南宮中学校	22-2365	南宮 1 番12号				○
中野平中学校	22-4021	大字片塩165番地				○
高社中学校	22-2755	大字笠原190番地				○
豊田中学校	38-2131	大字豊津4296番地 1	○			
中野立志館高等学校	22-2141	三好町二丁目 1 番53号				○
中野西高等学校	22-7611	大字西条544番地 1				
【児童センター・児童クラブ・子育て支援センター】						
中野児童センター	26-1260	中央二丁目 1 番27号				○
平野児童センター	26-5219	大字岩船43番地				○
中野放課後児童クラブ	23-3025	大字一本木132番地				○
平野放課後児童クラブ	26-5219	大字岩船43番地				○
日野放課後児童クラブ	22-8078	大字新野827番地		○		
延徳放課後児童クラブ	22-7257	大字三ツ和1731番地		○		○
豊田放課後児童クラブ	38-2035	大字豊津4296番地 1	○			
高丘放課後児童クラブ	22-3248	大字草間1078番地				
高社放課後児童クラブ	23-5250	大字金井57番地 3				○
学童保育やまびこクラブ	23-0019	大字小田中222番地 1				○
中央子育て支援センターりんごっこ	22-2259	西一丁目 1 番 7号				○
豊田子育て支援センターうさぎっ子	38-1638	大字豊津2514番地 1	○			
中野市子育て支援拠点施設 (ハブリック)	38-1197	大字壁田1572				
【医療機関 (入院設備あり)】						
J A長野厚生連北信総合病院	22-2151	西一丁目 5 番63号				○
保倉産婦人科医院	22-5000	大字小田中210番地 2				
佐藤病院	38-3311	上今井601番地				○

8 食料品等の調達供給関係

8-1 非常用食料等備蓄指標

備蓄品	備蓄量	備蓄の目安
食料	6,696食	避難所避難者数 [*] ×1.2×3食×3日間×1/3
飲料水	6,696リットル	避難所避難者数 [*] ×1.2×1人1日3リットル×3日間×1/3
毛布	1,237枚	避難所避難者数 [*] ×1人当たり2枚×1/3
紙おむつ（子ども用）	291枚	避難所避難者数 [*] ×0～2歳人口比率×1日必要量8枚×3日間×1/3
紙おむつ（大人用）	75枚	避難所避難者数 [*] ×必要者割合0.005×1日必要量8枚×3日間×1/3
生理用品	402枚	避難所避難者数 [*] ×12～51歳女性人口比率×1人7日間必要数30枚×1/7×1/4×3日間×1/3
携帯・簡易トイレ	6,789回分	避難所避難者数 [*] ×上水道支障率×1人1日5回×3日間×1/3
乳幼児粉ミルク （液体ミルク）	1,550グラム （36リットル）	避難所避難者数 [*] ×0歳人口比率×1日必要量×3日間×1/3 ※1日必要量（粉ミルク140g、液体ミルク1リットル）
トイレットペーパー	335巻	避難所避難者数×1人1日0.18巻×3日間

備蓄場所は、防災広場倉庫、平野防災倉庫、高社中学校（倉庫）、豊田庁舎（倉庫）、市内防災備蓄倉庫等19箇所

※ 避難所避難者数：第3次長野県地震被害想定調査報告書に基づく

8-2 給水可能量 (水源地別の1日当たり取水量)

水源地名	所在地	計画取水量	備考
中野第1水源	大字中野2563	2,053m ³	
中野第2水源 (伊沢川)	山ノ内町戸狩682-2	4,993m ³	
戸狩第1水源	山ノ内町戸狩1200	1,514m ³	停電時は不可
吉田第1水源	大字吉田1255-4	166m ³	停電時は不可
竹原第1水源	大字竹原1853	329m ³	停電時は不可
田麦第1水源	大字田麦211	100m ³	停電時は不可
田麦第2水源	大字田麦215	100m ³	停電時は不可
田麦第3水源	大字壁田482	100m ³	停電時は不可
高丘水源	大字片塩758-1	99m ³	停電時は不可
古牧東水源	大字壁田373-1	5,500m ³	停電時は不可
古牧西水源	大字壁田232-1	1,650m ³	停電時は不可
北部第1水源	大字越1233-2	818m ³	停電時は不可
北部第2水源	大字赤岩213	82m ³	
北部第3水源	大字赤岩1619-2	300m ³	停電時は不可
涌井水源	大字永江7944-イ	39m ³	停電時は不可
土橋東水源	飯綱町大字芋川8264-7	647m ³	停電時は不可
土橋西水源	飯綱町大字芋川8264-1	866m ³	停電時は不可
斑尾水源	大字永江5124-62	248m ³	道路消雪井併用
計	18 水源	19,604m ³	

9 危険物施設等関係

9-1 危険物施設

(1) 危険物設置状況（完成検査済証交付施設）

製 造 所 等 の 別	施 設 数	
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	12
	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	31
	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	2
	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	62
	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	26
	屋 外 貯 蔵 所	2
	小 計	135
取 扱 所	給 油 取 扱 所	12
	自 家 用 取 扱 所	9
	一 般 取 扱 所	36
	小 計	57
合 計	192	
事 業 所 数	143	

(2) 石油・揮発類

事 業 所 名	場 所	第一石油類 (L)	第二石油類 (L)	第三石油類 (L)	電話番号
株高見澤栗林営業所	草間1372-1	28,500	19,000	1,050	24-1888
株高見澤セルフ志賀高原入口給油所	一本木306-3	50,000	60,000	2,000	23-5656
中野アポロ(株)中野西給油セルフ所	江部1331-1	48,000	48,000		22-3214
中野アポロ(株)中野駅南給油所	岩船425-1	30,000	20,000	2,000	23-1117
中野石油(株)中野東給油所	三好町2-219-2	30,000	30,000		22-2885
西山輪業(株)南宮給油所	中野354-2	14,000	16,000		22-6915
ジェイエイ・アップル(株)	草間1535	30,000	30,000	2,000	22-5001
	金井139-1	19,200	9,600		23-2180
	中野278-1	40,000	30,000	2,000	23-4711
	田麦284-4	40,000	20,000		24-6682

株 中野自動車学校	吉田1108	6,000	4,000		22-4171
株 富 士 建 商	江部758	9,500	19,000		22-4131
中高自動車整備協業組合	七瀬25-3	470			26-2374
株 市 川 商 会	越1241-1		9,500		26-3744
株 マ ル タ カ	金井1		10,000		22-5630
上信越自動車道信州中野インター	立ヶ花370		4,000		23-5209
豊田石油(株) 豊田飯山インターSS	永江2057-1	40,000	50,000	2,000	38-3003
中野市一本木給油所 (タカサワ)	一本木311-1	48,000	48,000		38-7111
株 ハセ川自動車	立ヶ花461-1	6,000		4,000	24-7123
	立ヶ花413	20,000	28,000		24-7123
みゆき野運輸(株)	草間2117		31,000		38-1991

(3) 屋外タンク貯蔵所 (45,000L以上)

事業所名	場 所	第一石油類 (L)	第二石油類 (L)	第三石油類 (L)	電話番号
サ ン リ ン (株)	若宮境336		200,000	50,000	22-3191
ジェイエイ・アップル(株)	金井145-1		100,000	200,000	36-2155
中野アポロ(株)	江部1331-1		86,400	28,800	22-3214

(4) 高圧ガス製造事業所一覧表

L P ガス 関係		一般高圧ガス関係		冷凍関係	合 計	備 考
第 1 種 製造所	販売所	第 1 種 製造所	販売所	第 1 種 製造所		一般高圧ガスとは、高圧ガスの中で L P ガスと冷凍関係のガスを除いた ガスである。
2	7	1	3	1	14	

(5) L P ガス販売所

名 称	場 所	電話番号	容器置場面積	備 考
山久プロパン(株)中野店	中央4-3-5	22-2601	7.8	
北 信 ガ ス (株)	西条156	26-2639	434.15	充填所あり
サンリン(株)中野支店	新井336-2	22-3191	70.0	充填所あり
ジェイエイ・アップル(株) 燃 料 課	吉田519	22-4300	4.7	
中 野 ア ポ ロ (株) プ ロ パ ン ガ ス 部	吉田280-2	26-1857	5.50	
岡 谷 酸 素 (株) 長 野 北 営 業 所	江部400-4	22-8300	7.9	

(6) 都市ガス

名 称	場 所	電話番号	備 考
長 野 都 市 ガ ス (株) 須 坂 支 社	須坂市大字八重森字 西久保209-1	026-245- 1851	

9-2 油流出事故対策用資材の備蓄状況

備蓄場所名	所在地	電話番号	資 材 内 容	
			オイルマット	吸着剤
中野市役所	三好町1-3-19	22-2111	200枚	
岳南広域消防組合 (中野消防署)	江部1324-2	23-0119	865枚	ACライト 180kg 油ゲル化剤 18kg スノムワイド 10kg オイルブロック 32袋 マットタイプ 96枚
岳南広域消防組合 (豊田分遣所)	豊津2483-1	38-2355	140枚	ACライト 15kg オールドライ 40L

10 ライフラインの災害復旧関係

10-1 建設業者

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号	工 事 種 類
(有)畦上電機	大字柳沢621	26-8600	電管消
(有)阿藤建設	大字間山351-2	26-6753	土建と石ほ
(有)阿部興産	大字片塩138-16	26-5944	土とほ水
株アベファニチャー	大字江部793-1	26-0462	塗内建具
(有)あらい電気	大字江部70-1	24-1425	電
(有)蟻川建設	大字中野1811-2	22-2063	土建と石管ほし造水
株市川商会	大字越1236	26-3744	土と解ほ
(有)上野組	大字新井402-6	22-6538	土建大左と石屋電解管夕鋼鉄ほし板 ガ塗防内機熱電通造さ建具水消清
株ウェル・グラウンド	大字江部1070-2	26-7115	土とさ
岡澤工務店	大字吉田1242-10	26-3733	建大
(有)風間緑化	大字越1571-2	26-2564	土造
春日建設株	大字中野335-3	22-2826	土建と
(有)共進建設	中央1-4-4	22-4603	土とほ
黒岩建設株	大字永江6555-1	38-3563	土と石鋼ほし水
黒岩興業	大字豊津4195-21	38-2001	土造
(有)幸建	大字一本木328-12	26-1037	土と石鋼ほし水
高社建設株	中央2-9-18	22-4807	土建大左と石屋電解管夕鋼鉄ほし板 ガ塗防内機熱電通造さ建具水消清
高社物産株	大字立ヶ花855	23-5844	土とほ
(有)コーソー	大字間長瀬393-1	23-3818	土と
(有)小林管工	大字豊津696-1	38-2090	土管
株三京	大字江部770	22-3639	管機水
株塩川組	三好町2-1-4	22-4525	土と石解ほ造水
株システム情報センター	大字豊津123	38-3920	電通
(有)昌永ホーム	大字新保965-1	26-1282	建大左屋タガ塗防内建具
(有)信栄建装	大字吉田1253-9	22-7077	建大塗内
新栄工業株	大字江部747-1	22-8181	土管水消
(有)信州農園	大字一本木180	22-2741	土と石し造水

株高見澤	長野市大字鶴賀 1605-14	026-228-0111	土と解ほ水
株タカミザワ電機製作所	大字安源寺569- 1	22-5204	電
(有)高見澤土建	大字安源寺412	26-3497	土とほし水
(有)竹内組	大字桜沢519	22-6271	土と石管鋼ほし塗造水
株武田	大字一本木707- 1	22-2185	建
武田設備株	大字柳沢544-1	38-1013	土管水
竹原木材株	大字竹原1859-4	22-5177	建大左屋電管夕板ガ塗防内建具
武広建設株	大字江部401	22-3482	土建大と解
株土屋建設	諏訪町3-22	22-4844	土建大左と石屋電解管夕鋼鉄ほし板 ガ塗防内機熱電通造さ建具水消清
ティーアールイー株	大字吉田282-29	22-3408	土とほ水
(有)テック	大字西条415-1	26-5807	電
テレビ北信ケーブルビジョ ン株	大字中野1863-1	26-0202	電電通
(有)内藤電気	中央3-1-21	22-2413	電管電通
(有)永井設備工業所	大字新野689-6	22-4717	土管水
株永井本店	大字安源寺577- 2	22-3168	土と解
中川電気株	大字中野1456	22-6092	電管機電通消
中沢建設株	大字若宮564-3	26-2439	土建大と屋解管ほし塗防造水清
株長野環境保全センター	大字立ヶ花855	24-7331	土と解ほ
中野市水道工事協同組合	大字西条957	26-1413	管
中野設備株	大字吉田742-13	22-4585	土管水
(有)中野セメント製品工場	大字中野2116	22-3226	建屋
中野電機工業株	大字安源寺547	22-6109	電消
中野土建株	西2-5-11	22-3175	土建大と解管夕鋼ほガ塗内機造建具 水
庭や わびすけ	大字一本木283- 1	26-7045	造
(有)パル・モットー	大字中野1641	22-2239	電
(有)ハロー建物管理	大字壁田1030-5	26-6767	土建内
ひより設備工業所	大字草間1810-1	26-6358	土管水
(有)平澤建設	大字篠井106-2	22-2648	土と石ほし
株富士建商	大字吉田26	22-4131	建大と夕
(有)ふじさわ	笠原222	22-3740	内建具

株ふるさと石産	大字上今井190	38-2077	土左と石管鋼ほし造水
北信ガス株	大字西条156	26-2639	管
(一社)北信広域浄化槽管理組合	三好町1-6-29	26-4195	電管機電通水
北信砕石工業(有)	大字金井707	26-3598	土と解ほ
株北信事業	大字立ヶ花186-5	38-0288	土と石ほ塗水
株北信スプレー	大字江部263-108	090-7821-7208	塗
(有)北斗技研	大字新保108-1	26-1413	土と管ほ水
堀内建設	大字一本木441-1	26-4043	建大左と石屋電解管夕鋼鉄板ガ塗防内機建具
松井電設工業株	大字中野1701-15	22-2125	電消
(有)丸正建設	大字豊津4165	38-3146	土建と石解ほし塗水
株丸ト藤沢建設	中央4-895-1	22-6511	土建大と屋解ほ塗
三沢パイプ工業株	中央2-6-27	22-2636	土管水
株ミズケン	大字一本木445	22-2777	土建大左と石屋電解管夕鋼鉄ほし板ガ塗防内機造建具水
(有)明和建設	大字金井104-2	26-2688	土とほ
(有)本山商会	大字岩船329-14	22-5237	建大鋼塗内
(有)八木電機システム	大字西条1329	22-4356	電管機電通消
(有)ヤマウラ電工	大字三ツ和2107-1	22-2194	電消
(有)山岸鉄工所	大字岩船296-5	22-2872	土管水消
株山口建築	大字上今井277-3	38-2321	土建大左と石屋解夕鋼鉄ほ板ガ塗防内熱建具
やまたけ電業株	大字安源寺702-1	22-3606	電電通消
(有)山本組	小館2-18	22-5158	土と管ほ水
株湯本工務店	大字金井1249-1	22-3711	土建と解ほ
株WADAKEN	大字江部775-32	26-6385	土と
(有)渡辺建設	諏訪町3-29	22-5241	土と石解管ほし造水

11 通信・放送関係

11-1 中野市防災行政無線（移動系）

種類	呼出名称	出力	常置場所	備 考
基地	なかのし	10W	中野市役所	遠隔制御器設置場所 1. 無線室（統制制御）
半固定 端末局	なかのし1	10W	豊田庁舎	遠隔制御器設置場所 1. 豊田庁舎（統制制御） 2. 豊田庁舎（遠隔制御）
携帯	なかのし10	5W	中野市役所	150MHz帯防災相互波
携帯	なかのし11	5W	中野市役所	150MHz帯防災相互波
携帯	なかのし101	5W	中野市役所	
携帯	なかのし102	5W	中野市役所	
携帯	なかのし103	5W	中野市役所	
携帯	なかのし104	5W	中野市役所	
携帯	なかのし105	5W	中野市役所	
携帯	なかのし106	5W	中野市役所	
携帯	なかのし107	5W	中野市役所	
携帯	なかのし108	5W	中野市役所	
携帯	なかのし109	5W	中野市役所	
携帯	なかのし110	5W	中野市役所	
携帯	なかのし111	5W	中野市役所	
携帯	なかのし112	5W	中野市役所	
携帯	なかのし113	5W	中野市役所	
携帯	なかのし114	5W	中野市役所	
携帯	なかのし115	5W	中野市役所	
携帯	なかのし116	5W	中野市役所	
携帯	なかのし117	5W	中野市役所	
携帯	なかのし118	5W	中野市役所	
携帯	なかのし119	5W	中野市役所	
携帯	なかのし120	5W	中野市役所	
携帯	なかのし121	5W	中野市役所	
携帯	なかのし122	5W	中野市役所	
携帯	なかのし123	5W	中野市役所	

携帯	なかのし124	5W	中野市役所	
携帯	なかのし125	5W	中野市役所	
携帯	なかのし126	5W	中野市役所	
携帯 I P 無線	—	—	中野市役所	10台

11-2 中野市防災用携帯電話一覧表（災害時配備）

貸与先	電話番号	貸与先	電話番号
総務部	090-3476-0561	建設水道部	090-1534-9184
	090-3476-0813		
	090-1461-1153		

11-3 非常無線通信依頼先無線局

免許人	局の種類別	呼出名称番号	設置場所（通信所）	電話番号
警察署	固定局(基地局)	中野	中野市中央3-5-7 (中野警察署)	26-0110
国土交通省	固定局	建設中野	中野市西条562 (千曲川河川事務所中野出張所)	22-2729
長野県	固定局	防災北信	中野市壁田955 (北信地域振興局)	22-3111
	固定局	防災中野	中野市三好町1-3-19 (中野市役所)	22-2111
岳南広域消防組合	基地局	がくなんしょうぼう	中野市江部1324-2 (岳南広域消防組合)	23-0119
中野市	基地局	なかのしょうぼうだんほんぶ	中野市江部1324-2 (岳南広域消防組合)	23-0119
	基地局	中野すいどう	中野市三好町1-3-19 (中野市役所)	22-2111
	基地局	なかのし		
	固定局(同報)	こうほうのなか		
中部電力パワーグリッド(株)	基地局	中野配電	飯山市静間353-5 (飯山営業所)	62-2045
高水タクシー	基地局	高水	中野市西1-1-1 (高水タクシー中野営業所)	22-2108
山田タクシー	基地局	山田	中野市三好町1-2-5 (山田タクシー)	22-3161
中野ハイヤー	基地局	中野	中野市中央1-11-2 (中野ハイヤー)	22-5111